

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました平成25年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
8番 川幡 宗宏議員、10番 志賀浦 学議員。以上、ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は9月9日から9月17日までの9日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は9月9日から9月17日までの9日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成25年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。  
・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。  
(朗読する。)  
監査委員から補足説明があれば賜ります。  
角島監査委員。
- 局長  
議長  
監査委員 財政的援助団体である南幌振興公社の監査について、簡単にその概要と結果について、お話しをさせていただきたいと思っております。  
今回、監査に当たりましては、会計処理については税理士の指導を受けているということ踏まえまして、経営の全般的な状況と事務処理の状況を主体に公社の課題を探る目的を持って監査をさせていただきました。現状、南幌振興公社の課題は、最盛期に比べて入場者数の減少、客単価の減少、そういったことにより現金資金収支が償わないということにございます。したがって、当面の運営方針は、いかに入場者数を増やすか。そして、客単価を上げて現金収入の確保を図り、借入金を返済するかに尽きるのかというふうを考えて、見させていただいて

おります。平成24年度は天候にも恵まれましたし、北コースのオープンということもありましたので、入場者数は前年より1,928人、売上高で519万6,000円増加し、負債も元金1,350万円と利息295万3,000円、合計1,645万4,000円の償還を行って、130万3,000円とは言え経常利益を計上してございます。さらには、若年層に対する働きかけを行って、将来の利用者拡大にも配慮していることから見て、営業面では健闘したというふうに評価をさせていただいてよろしいのかなというふうに思っております。監査報告書の4ページに意見を記載させていただいてございますが、今まで申し上げた部分は、1、2の中で出てきておりますが、3番目であります。この関係につきましては、内容的には口頭指導に該当する内容が大半ということではありますが、いわゆる事務的な処理、一つ一つ軽微な事項であったということでもありますけれども、しかし、現在、税理士事務所だけを使っております。その中では、税法の変更はともかく、毎年、会計基準が変わっておりますし、会社法についても平成17年7月に施行されてからいろいろ変わってきているという部分に十分対応していくということのためには、税理士だけではなくて公認会計士などプロを活用することが、社員の負担軽減にもなるというふうに思いますし、コスト削減にもつながるというふうに考えられますので、あえて記載をさせていただいたことを申し上げまして、簡単ではありますが監査報告に代えさせていただきます。以上であります。

議 長

ありがとうございました。

以上で財政的援助団体等監査結果報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 平成24年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告は、教育委員会より活動状況に関する点検・評価報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・5番目 両常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

両常任委員会合同所管事務調査報告につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございますので報告済みといたします。

・6番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本定例会に当たり1件の行政報告を申し上げます。

農作物の生育と収穫の状況についてご報告いたします。6月からの天候回復により順調に推移されていまして本町の農作物の状況であります。基幹作物である水稲については、既に刈り取りが始まっている農家もおられますが、これから本格的な稲刈り作業が始まってまいります。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年に比べ2日早く、いもち病の発生も見られなく、不稔粒の発生も平年より少ない状況で、登熟は順調に推移して

います。また、8月30日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきましても、南空知は、やや良と見込まれております。また、南空知共済組合の作況調査によりますと、収量については前年並みの前後で推移していると聞いているところであります。小麦につきましては、収穫期で降雨に見舞われましたが、穂発芽の発生もほぼ無く、既に収穫調整作業を終えており、収量、品質は個人差が見られるものの、おおむね良好でありました。豆類、てん菜につきましても、現在のところ平年並みの生育となっています。次に、キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況につきましては、天候が回復したことにより、収量、品質ともに平年並みで、価格につきましても平年並みの価格となっている状況ですが、一部8月下旬からの降雨により病気の発生が見られました。

以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられるよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

議長 以上で、町長の一般行政報告につきましても報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 本日は、町長に対しまして質問させていただきます。南幌高校存続に向けてどのように取り組むのかということについて質問させていただきます。

かねてより危惧していた南幌高校入学間口削減の提案が、ついに道教委から出されました。南幌高校は、かつて農業高校でしたが昭和51年に道立に移管し普通科高校として現在に至っています。その間ずっと2間口を維持してきました。地元中学校からの入学者比率は減ってきていたものの、江別市を初め周辺市からの入学生を受け入れ、社会に通用する生徒を数多く育ててきました。

ところが、今年度ついに2間口最低入学者数を2人割ってしまったことで、道教委がすぐに間口削減を提案してきたというのは、待っていましたと言わんばかりのタイミングであります。そして、この間口削減によりさらに入学者が減れば、募集停止となり閉校となる可能性があります。これは、何としても阻止しなければならないことでもあります。

南幌高校は、昭和33年開校以来、およそ3,000人の生徒を社会に輩出してきました。この町に高校があるおかげで地域が活気づいています。また、中学校と高校の連携の取れた教育環境が作られています。そして何より、近くに高校があるおかげで安心して子どもを通わせることができるのです。学校教育は学校だけではない、地域社会で育てていかなければならないのではないのでしょうか。子育ての町を唱える南幌町としては、育児だけでなく教育機関を整備することも子育ての一環です。

8月9日に南幌高校の間口維持を求める集会が行われましたが、ただ道教委に要望するだけではなく、町としてこれから何をするのかを考えなければならないと思います。そして、間口を維持するための行動を起すのは今ではないでしょうか。

待ったなしのこの状況に町長は、この現状をどう捉え、どのような行動をされようとしているのかのお考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

石川議員の南幌高校存続に向けてどのように取り組むのかのご質問にお答えいたします。

南幌高校の間口が1間口に減少することは、今後の生徒募集や高校存続に大きな不安を抱かせるものです。そうしたことから、8月9日に南幌高校の間口維持を求める集会を開催し、町民や各団体の方々にお集まりいただいた中で、南幌高校からは南幌高校の現状を、道教委からは公立高等学校配置計画（案）についての説明を受け、その後、2間口維持を求める要請決議を行い、後日、道教委に対して要請書を提出したところです。

しかし、去る9月3日に開催された道教育委員会では、当初の配置計画案どおり1間口の決定がなされ大変残念に思っております。本町といたしましては、生徒や保護者はもとより、今後の高校存続にも大きな影響を及ぼすことと危惧をしています。

これからについては、今まで以上、さまざまな機会を通じて南幌高校の現状、地域の実情や南幌高校の町への貢献、役割などについて理解を求めてまいります。一方、道立高校の学校運営に対しては町が直接関与することはできません。しかしながら、以前にも申し上げていますように、特色や魅力ある学校づくり、入学者数の増加につながる取り組みに対しては、できる限りの支援を行う考えであり、また、インターシップや各種資格取得の進路対策及び課外活動等においても一層の協力と支援を行ってまいります。

議 長  
石川議員  
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

今回、道から示されたのは、2から1への入学間口減の決定であり、今回で即高校が廃校になるというわけではありませんが、間口が減ることで教員の体制が再編され事業内容が簡素化されれば、さらに入学者が減ることが予想され、聞くところによりますと、入学者が20人を割るようになれば入学生募集停止、廃校となるということが言われているだけに、今から高校存続を問うレベルでの話し合いをする必要があると思っ、今回、質問するわけでありませ。

確かに少子化による生徒の減少で学校が統合されることは、いたし方ないことではありますが、しかし、町は今まで南幌高校存続のためにどれだけのことをしてきたのでしょうか。町は南幌高校をどう評価しているのでしょうか。高校生の実態を見ると、町内から通う生徒にとっては住みなれた町で親に見守られている学校として安心して学べる学校だとされています。また、町外から通う生徒にとっては、とりわけ札幌や

江別などから通う生徒は、小学校、中学校のころから絶えず比較され、プレッシャーを受けながら成長してきた生徒がいて、それに耐えられない生徒が市内の高校に進んでも、大きな学校では大勢の生徒の中に埋もれてしまい、学習意欲どころか生活意欲すらなくなってしまうようになるものです。しかし、南幌高校のような小規模高校に入ることによって自分の存在が認められ、自分を光らせることができるのです。先生方は生活指導や学習指導など小まめに目を配り、卒業時には社会に通用する生徒に成長しています。この学校の卒業生には、4年制大学や短大、専門学校へ進んだ人、企業に就職し、立派に勤め続けている人など数多くの事例があります。バックボーンがしっかりしていなければ生徒たちは不安を抱きます。それを支えてあげるのが社会であり、行政の役目ではないのでしょうか。町は南幌高校の生徒を増やす努力をどのようにしてきたのでしょうか。交通機関にしても努力したとは思えません。栗山高校に通うためのバスダイヤは南幌から行くには都合の良い時間ですけども、栗山から通うには不都合です。岩見沢から通うにしても同じです。かつては、栗沢や北長沼などから生徒が来ていたのです。札幌圏だけでなく空知圏からの生徒を入れようと思うならば、バスのダイヤを通学生に配慮しては良かったのではないのでしょうか。南幌高校は、昭和51年に町立から道立に移管しましたが、普通科になったことで学校の個性や特性を出さなければ、どこにでもある普通科となり、競争の激しい普通科高校で勝ち抜かなければ閉校、廃校になってしまうこととなります。そのため、ある町では過疎に悩み、高校存続に危機感を感じたことで、町で寮を建設し、都会から生徒を受け入れて学校を守っている所もあります。また、中高一貫教育を行い、教育の連携体制に取り組んでいるという町もあります。本町では、高校振興協議会を設置して高校を支援していますが、町から毎年、振興協議会として補助金78万円を高校に補助していますが、毎年、決算書を見ますけども、事務費の切手代までそこから出させていると。それは高校の事務費として支払うことができるはずなのですが、なぜそこから捻出するような形になるのか。特色ある高校づくりのためにということで先ほども町長がおっしゃっていましたが、そのための補助金ならば町としての意思が伝わるような補助の出し方があってもいいんじゃないかというふうに思います。南幌高校で行っている国際交流事業は、生徒たちに大変好評で意欲的だと聞きます。海外に行くために事前に語学の勉強に励み、英検の上級を取得する生徒や、外国の歴史、文化を知ろうとするなど、生徒にとっては視野を広めたり学習意欲を高める上でも、きっかけづくりとしてとてもよい事業であります。事業開始当初は、町からの補助もあり3年続けていったということですけども、補助がなくなってからは、現在は体育文化後援会という保護者が積み立てた基金を充てて、3年に1度という形で続けられていると聞いています。しかし、再び町からの補助を加えて、例えば毎年実施するとか、定員を増やすなどして実施することはできないのでしょうか。それにより南幌高校進学希望者が増えるきっかけにもな

れば大きな成果になるかと思えます。また、南幌高校のイメージを変えるとともに地域などに広くアピールする上で、学校前に看板を設置すべきです。今では岩見沢市や江別市など近隣の高校では、公立・私立に関係なく、どの学校でも看板を立てて学校をアピールしています。うちの高校は必要ないと言えるような状況ではないはずです。来年の新入生に向けて大いにアピールするためにも、そのようなこともすべきかと思えます。

最後に、今年度から始まった高校通学費助成制度を行うに当たり、町は一度か南幌高校に相談されましたか。あの時、私の所にPTA役員から、この事業の目的と町の考え方について問い合わせがありました。町外の高校の通学費を助成するということは、町外の高校進学を助長していることになる。町内に高校がないならまだしも、そのような事業を行うということは、まさに町は南幌高校を必要ないと思っているに違いないと。果たして今後どのように取り組むつもりなのか、再度、町長及び教育長にお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えいたします。町は以前からずっと振興協議会を通じながら南幌高校を支援している、町独自で支援しています。その内容については高校と十分相談をしながら、やっぱり高校の独自性を生かすべきだと。なおかつ、やりたい、いろんな所に行きたい、あるいは勉強したい。ですから、資格だとかインターンシップだとかいろんな所に使っていただいています。確かに海外に行くというのも魅力の一つかもしれませんが、それは高校が今一番必要なものを考えていただいて。全部、振興協議会の予算をゼロにしたわけではないんです。町の財政も厳しいから高校の支援も一部減らさせていただいた。その中で行こうと思えば行けたはずですが、ただ、それよりは、高校が子どもたちにとってどれがいいかと判断をいただいて、支援をしていただいていると。私はそういう理解をしておりますので、全然、町が関与していないということとは私は違うという。議会の皆さんの議決もいただいて予算執行しているわけでありますから。そういうお話でやっていただければありがたいなど。先ほど、通学バスの助成についても皆さんといろいろ話し合っただけで決めていただきましたね。南幌にいる子どもたち、私は全員平等に、できるだけしたいと。南幌高校に以前からそうやって助成はしている。しかし、今の教育環境、いろんな所へトライできる。子どもたちにとっては、すばらしい教育環境にいるわけであります。その中で、少しでもそういう意欲を持った子どもたちにも少しでも援助するのが行政ではないかと。やはり我が町から巣立つ子どもたちを、いかにして育てていくかというようなことが実情ではないかなと。それはどんな手法があるか。いろんなことがあろうかと思えます。先般も高校の校長先生初めお話しもさせていただいたけども、いろんな手だてもしております。町もできる限り、先ほど申し上げたように、要請あるいは支援をしていくよと。ありがたい話だと喜んでいただいておりますけども、実際まだ何

をしたいかは、はっきり出てきておりませんが、そういう話し合いを通じながら、やっていこうという考えであります。

それから、ジェイ・アールバス、夕鉄バス、中央バス、それぞれのバス会社にこれまでもいろんな支援もしながら、子どもたち、あるいは町民の方の足確保のために努力をさせていただいておりますけれども、それはなかなか厳しさがあると。これは会社経営の中で皆さんで判断されて、私どもは要請して、少しでも便数を増やし、そのことを子どもたちにも不便をかけないためにといい思いでやってきましたけれども、結果として残念ながらそういう部分になっていませんけれども、努力はさせていただいている実情があります。これは皆さんにも過去から以前にお話しをさせていただいて、生活路線バスの助成金も含めて皆さんと同じような話の中でやっているわけでありまして。そうやって努力はしているつもりでありますけれども、結果が伴っていないから、石川議員が言われるように何もしていないということになるのかもしれないけれども、そういう努力を積み重ねることしか町としてはなかなかできないんじゃないかというふうに判断をしているというところがございます。

私は同じく子どもたちを平等に扱っていこうというふうに思っていますから、当然、近隣から来ていただく子どもたちも頑張っていて、いろいろやっていただく。その成果が町内の企業に就職していただいています。そういうこともはっきりしているわけでありまして。あるいは、町外に行かれています子どもさんたちが、南幌高校の出身者で喜んでいただいているとも聞いています。ですから、そういう町の今、置かれている立場の中で、できる限りのご支援はさせていただいているつもりでありますけれども、まだまだ足りないというのは、これは十分議員が言われるとおりでありますから、これから高校等に皆さん方の相談をさせていただいて、何ができるのか、何をすればいいのか、あるいは子どもたちの気持ちや今どうなのか、子どもを持つ親がどうなのか、その辺も把握しながら、今後の高校存続に向けていろんな角度から要請であり、あるいは町としてもできることをやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

議 長  
石川議員  
(再々質問)

5番 石川 康弘議員。

私もいろんな言い方があったので、ちょっときつく聞こえた面もあるかもしれませんが、ただ、さっきも言いましたように、よその高校では、ちょっと極端な例ではありましたが、それにしてもやはり学校を維持させるためにといいことで、相当配慮しているところがあります。空知管内でもいろんな例があり、それは御存じかと思うんですけども、南幌に関しては、周りに大都市もあり、教育環境としては整っているがゆえに、やはりいろんな面で競争があり大変なところはあるんでしょうけど、やはり地元の学校を維持したいという思いが強ければ、それなりの施策もあってよかったのではないかなというふうに思うんです。ですから、ないかなではなくて、まだ現在進行形ですので、あるべきだと思うんです。いろいろ入学助成だとかいろんな形もあろうし、

それはまだこれから学校側と探っていただきたいと思いますが、やはり南幌高校の入学生が減っているだけに、地元の生徒が減っているだけに、学級間口減という形につながっているこのプロセスはもう現実としてなるわけですし、それをいかに地元から増やしていくかという努力がもっともっと、やはり町の行政にしてもそうですし、教育現場のほうとしても、やはりアプローチするなり何かの働きかけ方が欲しいということがあることから、このような形での質問をさせていただいている次第であります。

教育に関してですので、教育長にひとつお伺いしたいところであるんですが、果たしてそういう教育現場としてどういうふうな形で南幌高校として捉えて指導されているのか、それについて加えてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

石川議員の南幌高校に対する思い、これは私どもも全く同じ考えでございます。ただ、間口減という現状については、先ほど言われたとおりの子どもさんの数が減っていると。単年度でなくて、未来に向けての推計の中で道教委がこういう結論を出したということは、これは現実として受けとめなきゃならないというふうに思っています。それだけ中学校の生徒さんが、自分が目指している将来あるいは自分のやりたいこと、そういうことをできる選択肢が非常に広まっているという、先ほど言った地理的条件が良い位置にあるというのも現実でございます。そういう中で、地元の中学校の卒業生に対して、南幌高校にぜひ行ってくださいという誘導は私のほうはできないという考え方を持っておりますが、ただ、一昨日ですか、中学校の学校祭を見せていただきました。その中に1年生から3年生の壁新聞がありまして、3年生の壁新聞の中に南幌高校の努力という項目を取り上げていた部分がありました。大変ありがたいことだなと思いました。ということは、先ほど石川議員が言われたように、道教委は基本的に4間口以上という将来展望を持っています。ただ、小規模校であるがゆえにどういう特徴があるんだと。先ほど言った個の特徴、さらに自分が大きな学校では埋没してしまうんだけど、小規模校に行って自分の意思あるいは思いというものを発揮できるという、そういう学校にならなければならないということです。さらに、私は4年間、南幌高校の公開授業を見せていただきました。年々、生徒さんの取り組む状況が変わってきています。さらには、南幌町のいろんな行事の中にも高校生を参画していただいております。そんな面で南幌高校の良さというものを違った形の中でPRしていきたいなど。さらに、一番望みたいのは、実際に南幌高校に行っている子どもさんの親御さん、南幌高校に行ってこんな良さがあつたと。そんな面をもう少し表向きに出していただいて、子どもさんが1人でも多く南幌高校に入学していただける、そんなような状況になれば非常に良いなという思いがあります。行政は行政としてできる範囲のことはさせていただきますが、違った形の中で、議員の皆さんもそうですが、南幌高校の良さをもっと前面に出していた

だきたいなというふうに思います。以上です。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

次に3番 菅原 文子議員。

菅原議員

私からは災害について2問、町長に質問いたします。

1問目ですけれども、災害時における協力協定についてお伺いいたします。災害時には、たくさんの備蓄が必要になります。本町でも昨年、備蓄の見直しをし、必要な物を用意されたとの報告を受けました。しかしながら、食料品など物によっては保存年数も限られていますし、備蓄場所の問題も出てくることと思います。災害対応において自助・共助・公助ということで、それぞれの役割なども行政の方で連携をとって対応していく必要があります。

そこで協力協定について伺います。1つ目、災害時における食料・飲料・生活物資の供給などの支援協力協定を締結していると思いますが、その内容を伺います。また、道ではコンビニエンスストアと締結していますが、町としても町内の各コンビニエンスストアと締結する考えがあるか伺います。

2番目、その他の協定を考えるには、まず、自助・共助・公助の役割分担を明文化することが必要だと考えます。そのためには、まず何を想定しなければいけないかを探るために、夜間・冬期間の避難訓練が必要かと思えます。夜間、特に冬期間に避難訓練をし、実際に避難所に宿泊体験をし、何が必要かを見極めてはどうかと思えますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

菅原議員の災害時における協力協定についてのご質問にお答えいたします。

近年の地球温暖化を起因とする異常気象、いつ襲うかもしれない巨大地震などは、我々の身近な心配事となっており、日頃の備えが大切となります。議員ご指摘のように、自然災害はいつ起こるか想定が難しいものです。降水量や川の水位で予測ができた水害もゲリラ豪雨のため、局地的に洪水となるなど、一層困難な事例が見られるようになってきました。

1点目のご質問については、現在、本町では北海道を介し、全道の市町村との相互協力協定の締結、南空知4市5町による南空知災害時相互応援に関する協定の締結、議員ご指摘の各コンビニエンスストアにつきましても、全道の市町村を包括した中で、北海道が代表し災害協定を締結しており、被災市町村が要請すれば食料・飲料・生活物資の救援を受けられることとなります。さらに、南幌町として飲料メーカー、郵便局、農協、商工会、建設業協会、エルピーガス協議会とも直接協定を締結しており、町内3社のコンビニエンスストアについても商工会会員企業となっているところです。

次に、2点目のご質問については、予測できない災害に対応するためには、議員ご指摘の通り自助・共助・公助への心構えと準備が大切とな

ります。その準備を確認する上で困難な状況での避難訓練を体験することは大変重要なことであり、特に地域を単位として訓練が行われる場合は、災害対応能力の向上、住民相互の連携促進などで有用と考えます。

現在、総合防災訓練は関係機関のご協力や沢山の地域住民の参加をいただき、隔年で実施しているところであり、まずは総合防災訓練を中心として、一層の防災意識の高揚と機関連携を図っていく考えであり、現時点では夜間や冬期間の避難訓練を実施する考えはありませんが、実践事例も多く報告されていることから、その成果につきましては、避難計画に反映するよう努めてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたので質問させていただきます。最初の1点目のコンビニエンスストアのことでお話しいただきましたけれども、確かに道と協定はしております。それから、さらに商工会ともしております。商工会に関しましては、商工会に加盟しているところはたくさんあると思いますが、たくさんいろいろな種類のお店とかあると思います。その中で商工会の個々の役割というんですかね。ここのお店はこういうことを提携していただくとか、それから、コンビニエンスストアに関しましては、誰に連絡をし、どこに運ぶのか。それから通路、道路ですよ。そういう町内のさまざまな情報など、町と直接やりとりをしているのかどうか、それをお伺いしたいと思います。それから、コンビニエンスストアに関しましても、やはり普段勤めている方たちは高校生とか、それから、いろいろな方たちがいらっしゃいますから、やはりそういうところで町としてもいろいろなマップとか、いろいろなことを直接、町内にあるコンビニエンスストアとお話し合いをされたほうがいいのではないかなと、私はそういうふうに思っているので質問をさせていただきました。

それから、一緒にシミュレーションをしたり訓練をしたりとか、本町に合った協定内容というものも一緒にお考えいただければどうかなと思います。それから、先ほど申しました商工会に関しましても、どこで何を協力していただけるのか、そここのところを把握しているのかどうかをお伺いいたします。

それから、2つ目の避難訓練についてですけれども、施設管理者のほうですね、その方たちが学校にしてもいろんな所にしましても、基本的に鍵を持っていられると思います。場所によりましては、災害があって避難をするような時にも、もしかしたら、まだ避難場が施錠されて入れない、そういう場合はどうするかなど、やはり実際に訓練をしてみないと抜けているところがあると思うんですよね。そういうところをどうされるのか、そのお考えをお願いいたします。

それから、職員の中にも、やはり被災される方など、災害に遭われることも考えられると思うんですよね。その場合、交通や橋の遮断などで対策本部に出動できないなどと想定することも考えますと、やはり限られた職員数で対応しなければいけないと思います。そのこともあります。

ので、私は2番目のところで、宿泊体験をして何が必要かを見きわめてはどうかという質問をさせていただきました。それから、どこをどう通って、職員の方たちが配置されていると思いますが、その方たちが、この道路がだめだったら次はこの道路とか、やはりいろんなことを想定しなければいけませんので、その参集訓練も必要なのではないかなと思いますので、そこのところもされるお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

また、9月、金曜日の新聞で岩見沢なんですけれども、これは直接、宿泊体験をし、これは地域の方たちがされるようなんですけれども、やはり私も同じ南幌町に住んでいるわけですから、声を出さない私も悪いわけなんですけれども、まず、やはり第一に役場の方たちが、皆さん、町民の方たちを誘導するわけですから、まずは役場の方たちが率先して宿泊体験をされてはどうかと思って、この記事、当然皆さんも読んでいますけれども、持ってきてみました。そのお考えがあるかどうかお伺いいたします。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

ただいまのご質問にお答えいたします。何点かございますので、抜きましたらまた申し訳ございません、教えていただければ助かります。

まず、町内の商工会を通じたコンビニエンスストアとの連携の関係でございます。大元の商工会といろいろな生活物資だとか、例えば、食料品、それと飲み物ですね、こういうものについての大枠の協定を結んでおります。当然、町内にも生活物資だとか食料品だとかを扱う所がそれぞれございますので、医療品もございますので、それぞれに合ったものが、もし災害が発生すれば対策本部もできまして、その中でいろいろな必要なものも出てまいりますので、まずは町内の連携、協定を先に、そこから足りないものもお願いして集めるということになります。ですから、災害の種類だとか状況によりまして、またお願いするものも出てまいりますので、これは日ごろからルートとかではなくて、本部になりますと、そういう協定は結んでありますので、その協定先に商工会さんを通じて、またお願いをするということになります。それと当然、協定を結んでありますので、マップ等の配布についても現在のところ行ってはいないんですけども、当然、ハザードマップについても今、いろいろ南幌町の堤防を含めていろいろ動きがあるものですから、こういうものも含めて改正する際には当然そういうものもお願いしてまいります。

それと、シミュレーションについてなんですけれども、隔年で実施しております総合防災訓練、議員さんからお話しがあったように、今後はそういうものも確認の意味も含めて、そういうものにもちょっと参加を呼びかけるといふか、もう一度確認をする意味で、コンビニエンスストアさんになるのか、商工会さんになるのか、なんですけれども、そういうことも考えてまいりたいと思います。

それと、学校の施設管理については、これはご指摘のように、災害時

にすぐ必要になってくるということもありますので、今、教育委員会のほうで一括、その避難所の委員会関係の開ける鍵については、当然、委員会のほうで今、一元管理をさせていただいておりますので、私ども防災担当のほうで、そういう事態になりましたら、いち早くお願いしまして、担当分野、全部決まっておりますので、そういうことで避難所の準備をすることになります。

それと、業務遂行、当然、大きな災害になりますと道路等の寸断もございませぬ。こういうものについては、やはり出てこられない職員も出てくる、自分も被災者になってしまうということも当然想定されます。こういうものでは、業務遂行計画というのがそれぞれの担当のほうで今、計画するようなことになりますので、当然、総務課のほうでもそういうものを想定して、例えば、出られなくなった場合、災害の担当として、当然、この辺の近所のものについては出てこられるということになるんですけども、その中でも、すぐにこういうふうにしようというような申し合わせは行っております。参集訓練については、以前に、ちょっと私も担当でなかったものですからあれなんですけど、以前にちょっと行ったような、昔、やったような記憶もあるんですけども、これもまた確かに最近やっておりますので、こういうことも必要なのかなと思っておりますのでございませぬ。

それと、役場の職員が災害が発生しますと中心となって動くということもございませぬけども、やはりどこの大きな災害を見ましても、災害発生当初は、お隣、ご近所だとか地域の方々の助け合いが必要になってまいります。少し日にちが経ちますと当然、防災組織が動くことになってまいりますけども、そういう面では今、自主防災組織の啓発だとか育成だとか、何とかそういうことに結びつけたいなということで。先進的に6区なんていうのは本当に先進的にそういう面ではやっていただいておりますけども、そういうものも本当に進めてまいりたいと思っております次第でございませぬ。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。コンビニは、それぞれ持ち場がありますので、全部が全部かなうわけではないと。その中で我が町にお願いした時に、可能なものについてはやっていただくということで、それぞれ協定の中ではしておりますので大丈夫かなというふうに思いますが、菅原議員もこの間テレビを見られたかどうかわかりませんが、やはりうちの町を想定して考えていただければと思います。うちは山崩れだとか地滑りだとかないわけでありませぬ。二次災害がないんです。大きなものといったら水害か地震だろうと。たまたま東日本の映像を見ていただいたかと思いますが、震度6でも壊れている建物はほとんどないんですよ。ほとんど津波でさらわれたと。あそこの首長さんともお話をさせていただきませぬ。ですから、何が一番大事かと。慌てて外へ出るのが一番だめだと。特に夜。それで二次災害になると。そんなお話をさせていただきました。だから、まずは自助という部分があつて、自分。それ

から隣近所。そして、ある程度把握をして行政が組織を作りながら進めていくということでもありますので、慌てて避難して災害になっている、今回の大雨でもそうですよね。ですから、大雨の時は特に、今も大雨警報になると、うちの職員は夜だろうが昼だろうが休みだろうが、皆さん来ていただいています。発令中は。それである程度の情報網を作っているところでもありますから、それと、雨の部分は今、ある程度予測ができますので、そういう部分で移動あるいは避難等々が出るような大雨になった時には、またそういう組織機能が使えますので、その辺は私は大丈夫なのかなと。逆に言うと、避難訓練をしたからもう行かなきゃならない。その夜の被害が大きい時に出て歩く。それから、大雨の時も出なきゃならないという、そういう事例も最近出ているので、うちの町はそうしたら何が一番いいのか。平らな町でそういうものもない。ただ、橋だとか道路は、夜はどう壊れているかわからない。ですから、防災無線が使えればそういうもので情報発信をしながらやっていく。そして、職員も幸いかなりの数が町内の近い所におりますから、そういう部分でいいのかなと思いつつ。ただ、これは、もうこれがいいというのはないと思うんです。備えも、それは全員、今8,313人ですから、全員できればいいんでしょうけども、そういうことにはならない。ですから、まず、災害が起きた時に一番先に何するかと。個人あるいは家庭で、その部分をやっぱり訓練させるにはどうしたらいいか。ですから、広報だとか地域でそういう訓練、自分たちがどうあるべきか。そんなお話しをしながら備えを皆さんが感じていただくというのが私は大事ではないかなというふうに。うちの町を限定して考える。全体を考えるのはまた別として、我が町に住んでおられる方に一番望ましいのが二次災害をいかに減らすかという、私はそんな思いでありますので、何とか皆さんがそういう自覚を持っていただいて、本当はコンビニエンスストアやいろいろ、町で用意するのは1日分だろうと。それから、個人でも1日分用意できていれば、大きな大災害になっても3日目になると国や北海道の支援をいただけたらと思います。そういうことは望んでいるわけではないんですけども、最悪はそういうこともあるかと。ですから、町もできるだけ、ある程度の方が全員この町、この地域に来たら避難する所がなくなるわけですから、そういうことも十分考えながら、防災計画も含めて洗い直ししながら、特に初動は職員の動きが一番大事だと思いますので、職員もいろんな訓練をやっています。ですから、それらを通じて、自覚もしていただきたいし、当然、最近で一番古い大きなものと言ったら56年の水害でありますから、そこで、指揮をとっていた職員はもう退職していないわけでもありますから。そんなことも含めていくと、そういう職員同士の訓練を含めて、住民が適切に移動できる方法、あるいは、どうあるべきかということを考える部分は、我々は職員の中では当然やっていかなきゃならないと。そして、住民の方にその意識を持っていただくということが私は大事ではないかなというふうに思っておりますので、夜に集めるとか、冬にやるとか、そういうことじゃないと思うん

ですよ。うちの地形を考えると。そんなことを含めながら町民に多く感じていただくようにこれからも努力をしていきたいと思っています。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、担当課長と町長からお答えいただきましたけれども、今お聞きして、やはり町長がいつもおっしゃる全町バリアフリーですね、私も最近使わせていただいているんですけども。その全町バリアフリーだからこそ災害には弱いと私は思うんですね。それで、今回は町内に限りましてけれども、やはりその面では、エルピーガス協会とかいろんなところと提携しているというふうに町のホームページにも出ていましたけれども、やはり一つ一つ、例えば、道をお願いしているとかエルピーガス協会をお願いしているからいいというのではなく、一つ一つの、例えば、北広島にある高台にあるガソリンスタンドと直接行って交渉するとか、やはり一つ一つのところとすることが私は大事なのではないかなと思うんですね。やはり何かあった時にも商工会を通じてという担当課長のお話もありましたけど、私は果たしてそれでいいのかなというのがいまだに疑問に思っております。

そこで、また再度お聞きいたしますけれども、商工会を通じてということももちろん必要でしょうけれども、災害は、いつ何どき何が起こるかわかりません。また、行政の方には厳しい言い方で申し訳ありませんけれども、やはり住民の命と財産を守る立場の方たちからは想定外でしたというお言葉は、やはりいけないとは思うんですね。やはり想定外は100%ありませんよということはないですけども、想定外がありましたということがないような万全のことをしていかなければ、私はいろんなことを考えていかなければいけない時代に入ってきているのではないかなと思うんですね。それで先ほども私が言いましたように、やはり体験してみなければわからない。何事も体験してみないと何がどうなっているのか頭の中だけではわからないと思います。DIGだけではわからない。DIGもやって、こういうことがわかったということも6区の方もおっしゃっていました。ですけども、やはり自分でやってみなければわからないことはあります。阪神・淡路大震災でも、あれは津波ではなく火災でしたね。火災がガスが漏れてということが一番の被害を大きくした原因なのではないかなと私は思います。それもまた想定外のことだったとは思いますが。ですけども、今このいろんな災害が起きていの中で、いろんな想定外ということを目の当たりにしている今、やはり体験を通してということをもた再度、お考えいただけないかなと。それは地域の方たちももちろんですけど、まずは役場の方、議員ももちろんですけど、その時はお声をかけていただければ幸いです、まずは役場の方たちが体験をしていただく。やはりそれは私はやはり夏ではなく冬だと思うんですね。冬に何が必要か。毛布だとかいろんなこともありますけれど、でも、これで果たして大丈夫かと。町長がおっしゃったように1日、2日のことではあるかもしれませんが。ですけども、その1日、2日でもやはりお年寄りとかいろんな方たちがいらっしゃる

ます。そこで再々質問で、もう一度、夜間は、町長が今おっしゃったように津波がないですから、それはいいです。ただ、冬期間にせめて1日間だけでも泊まりの体験をしないかどうか。それを1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1点は高台にあるいろんな所と、町外になりますけれど、その所と個別にお話しをされる考えはあるか。

それから、もう1点だけ。商工会につきましても商工会にお願いするのではなく、やはり一度は個々の方たちとお話をしてみる、交渉してみる、そのお考えがあるのかどうかだけお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。災害はいろんな想定がされますから、想定外と言いつらい部分でありますけれども、過去の例からいろいろ、北海道で起きた例だとかいろいろやっていますと、うちは二次災害、先ほど言ったようにありません。ほとんどないと思います。火災でも住宅団地の構成からいくと、そんなに大火でどっといくというふうにはなっていないです。ただ、これもわかりません、どんなことになるか。ですから、それに対する備えも当然、考えながらしていかなければならないと思っています。ですから、隔年で防災訓練をやらせていただいています。地域の住民も巻き込みながら、そういう体験をしていただいたり、いろいろやって、やっぱり身近にそういうものを感じていただくというのは、訓練は必要かと思いますが、夜に限定してやる気はありません。それは、まだまだうちの地形からいくと、そこまで必要は私はないというふうに思っております。それより、自分の家の中で一番安全な場所をみんなが確認し合うというのも私は大事な部分ではなからうかなと。外へ出るばかりではないです。まずは自分の家の中でどこが一番安全な場所かということも重く考えるべきかなと。そういう訓練とか、自分の家にありますかと言って答えられるような、そういう感じの中でみんなが自覚していただく。そういう啓蒙活動も含めてやっていくべきではないかなというふうに思っています。

それから、高台との話でありますけれども、これはいろんな防災訓練、協定を結んでいますから、そこに限定するわけではなくて指導があつてあちこちとできると思います。当然、うちの町と防災協定を組んでいます。燃料なら燃料の関連、全部ありますから、うちだけでだめだから単独でいくということにはあり得ないと思います。ですから、町内のコンビニと単独で結んでもこれはなかなか機能がしない。あくまでもそうやって商工会と協定を結んでいますから、この分はここのコンビニ、あるいはここは農協のストアとかとそういう振り分けが当然出てきますので、単独に組まなくてもその状況に応じて、それぞれの企業さんが対応いただけると、そんなふうに思っています。近隣の市町村長とは、大きな災害、本当に菅原議員が言ったように想定外になろうかと思いますが、そういう場合の避難所の場所の確保に向けて今、お話しをさせていただいた。特別、締結を結んでいるわけではありませんが、首長さんとそう

いうことは、そんなことはあり得ないだろうけども、来た場合に避難場所の確保も含めて場所の確保をよろしくお願ひしますというお話をさせていただいて、当然、今、真ん中を通る高規格道路の形状についても、その対応をしながら今お願ひをしているところでもありますので、対外的にはいろんな手段が、あるいは北海道が発して全部被災市町村を救うという、被災していない所は当然助けると、そういう協定になっていますので、その辺の個別に改めてやる必要はないと。そのぐらい考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長  
菅原議員

3番 菅原 文子議員。

2つ目の質問に入らせていただきます。災害時における避難所の電源確保についてお伺ひいたします。最近の異常気象や地震など、いつどんな災害が襲ってくるのかわからない状況にあります。災害が起きた時に最も重要になってくるのが、電源の確保かと思われまふ。阪神・淡路大震災が1月17日、東日本大震災が3月11日と、本町では暖房が必要な時期です。また、奥尻島を襲った北海道南西沖地震が7月12日ではありますが、22時17分と夜間でした。避難所の中も暗いと事故などの二次被害にもつながる大きな問題にまで発展する可能性も十分考えられます。

また、本町は水害の危険性もあることから、停電時には役場本庁舎の電気も暖房も使用できなくなることが想定されます。

そこで町長に伺ひます。1つ目、旧南幌小学校舎を（仮称）生涯学習センターにするのと同時に体育館も改修・補強して避難所にする案が出ています。また、役場本庁舎も防災対策本部になりますが、これを機に電源確保は必要と考えまふ。北電の供給に頼らない新エネルギーを導入する考えはあるのか伺ひます。

2つ目、ほかの避難所についての電源確保のための対策は、どのように考えられているのか伺ひます。

議 長  
町 長

町長。

災害時における避難所の電源確保についてのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、災害時においてライフラインが寸断されることは容易に想定されます。特に避難所においては、食料、飲料、多様な生活物資の確保と供給が重要となり、その中でも電源の確保は最重要であると認識するところでは、このことから、災害時の電力復旧につきましては、電力会社においても最優先としているところでは、

議員ご指摘の通り災害時の電力確保については、新エネルギーも含め、多様なルートを準備しておくことが最善と考えまふが、現状では、役場庁舎や避難所となる各施設においても、自家発電などによる電源の確保はできていません。町としてもこの現状を改善すべく、昨年より避難所用備蓄品として小型発電機の購入を開始したところであり、まずはその充足に努めたく考えるところでは、風力、太陽光、バイオマスなどの新エネルギー活用についても、コスト面や災害時での安定した発電能力

を確保できるかについて、情報収集に努めながら判断してまいります。

次に、2点目のご質問については、1点目のご質問に対する回答と重複いたしますが、避難所に指定する各施設は、避難所機能を念頭においた作りとはなっていないことから、発災時に備えるには非常用発電設備や蓄電設備を初めとして、大規模な改修が必要となり、多額の費用負担も想定されることです。これらのことから、当面は小型発電機の充足に努めたく考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、私は、仮称ですけども生涯学習センターと役場に限って1番目に質問させていただきました。どうしてこの2つかと言いますと、学習センターにつきましては、これから設計に入る段階ですので、この段階からやはり積極的に導入を考えていただきたいなという思いから質問させていただいております。

それから、役場本庁舎につきましても、やはり発電機はありますから、パソコンだとかいろんなことの機能はそれで大丈夫だとは思いますが、ですけども、やはり北電だけに頼らない新エネルギーということも、これから視野に考えていかなければいけない時代に入ってきたのかなという思いでおります。それから、昨年、24年の第2回定例会におきまして同僚議員が同じような質問をしております。その時にも、これからまた考えていきますというお答えでした。それから約1年経っておりますけれども、やはり1年間経ちましてどのようにお考えが変わったのか、変わらないのか、そこのところもどのような形で調べた結果とかということももしわかりましたら、その間の経緯もわかりましたらお願いしたいと思っております。

それから、新エネルギーに関しましても、今は屋根だけに付けるのではなく、仮称ですけど生涯学習センターにしましても、もとのグラウンドに置くという方法もまた考えられるわけですね。そういうところも含めましていろんな今、ソーラーシステムもありますし、それから、ソーラーパーキングステーションといった駐車場とかガレージの上に設置することもできます。それから、太陽光発電と風力発電のハイブリッドシステムの発電、これはちょっとボルトの関係からいきますと余り大きくはないんですけども、外の街灯などにも使うには十分かなと思っておりますので、そこのところ、いろんな考え方はあると思うんですよね。ですから、本町でも第二次南幌町地球温暖化対策に取り組んでいるということもありますから、そのことも含めまして、私は新エネルギーについてそろそろ導入を積極的に考えてもいい時期なのではないかなという思いで質問させていただいております。この何点かにつきまして町長のお考えがありましたら、お願いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。電力確保、いろいろ、これは重要な問題かと思いますが、今ある施設の電気を全部動かすということではないと思っております。集中して、どこにどうするかという分野かと思

います。従いまして、今、バイオマスも含めていろんなことがあるんですが、これは費用の問題も相当、それから賄う電力の場合、それから、どの災害に使えるかと。当然、風雪害については太陽光は使えません。そんなことも含めていきますと、検討した部分でいくと非常に難しいのが当然あります。皆さんご承知のあいくるに付けております。お金をかけても10%前後です。全部が賄うわけではありません。グラウンド場にどこに付けようがすごい額であります。それを町が今やれるかとなるとなかなか難しい。それで、ここに表現はして、バイオマスだとかいろいろ安くなる方法はないかということでやっていますけれども、そうしたら災害時にバイオマスが使えるかどうか。確保しておく所、場所があるかどうか。違う所に確保したら持ってくるのに、またいろんなことがかかります。ですから、役場の中でも最低限パソコン1台動かせることを考えるということになると、先ほど言った小型発電機、そういう部分をして外部の情報を的確に捉えるというのが大事かとは思っています。ただ、それで満足するわけにはいきませんから、どういう災害が起きるかわかりませんが、今、役場庁舎の改修の中で、外部の発電機から入れられるような仕組みは作ります。ただ、外部の発電機をリースするとか、何かまた用意はしなければなりません、そういう手法、施設をいかに有効活用するかというのを議論しながら今進めておりますので。お金をいっぱいかけるならなんぼでもできるんですが、そんな簡単なものではないです。それと、場所と。いろんな制約もございます。それと、災害時にすぐ使えるか。用意して使えなかったら、それこそ大変なことになりますから。それらの中でいくと、今ある、特に、新エネでは、その辺の確立が非常に薄い、わずかです。それを今、率先してうちの町が入れられる状況にあるかといったら、そういうことでは私はないと。ある中で今一番できるのが、先ほど申し上げた小型発電機等々を活用しながら最大限、情報を発信できる体制づくりをしてしながらやるのが一番ではないかなと。そして、今、うちのほうでも研究、いろんな所に伺いも立っていますけれども、そういう新エネルギーで何とかそういうことができないかということでご努力をいただいています、それが安価で早急にできる手法があれば、またそれはその時点で考えていきたいと思っておりますけれども、現時点では確定、これが良いつていうことにはなっておりませんので、そのことも含めて、まだまだ検討、前回の質問もありましたけれども、確定するものが出てきていませんので、我が町で研究はしていても、そうしたらこれが絶対大丈夫ですかという話になると、パーセンテージが非常に低い。特に災害時。ですので、今ある、先ほど申し上げたことを中心に、そして、将来に向けては、そういう確率が高くなれば当然手法として取り入れる部分が出てくるのであろうと。そのための研究はしていかなければならない、そんなふうに思っております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3 番 菅原 文子議員。

今、お話がありましたあいくるですけれども、去年の議事録を見ますと10キロワットで一般家庭の2ないし3戸分を賄うと。それから、あ

いくらの総電力量の4%をカバーしているということでお答えいただいております。やはり、10キロで幾らというのはやはり少ないとは思いますが。全部カバーするというわけでは私には言っているわけではないです。ですけれども、やはり今いろんな所でソーラーシステムとかを導入し、それから、あいくるでやっているのは確かですけれども、やはり子どもさんたちにもパネルを見せることによって教育的にもいいという、そういう文科省のお話も出ております。また、小学校とかもたくさん導入しているところも、今だんだん増えてきています。でも、私はそこまではまだ町としては、先ほど町長がおっしゃったように資金のことも関係ありますから、私はそこまでは本町に関しましては、まだ適さないなという判断はしております。ですけれども、やはり本庁舎のほうと、それから、先ほど言いましたように生涯学習センターのほう、これはこれから設計に入りますから、ここの2つだけはやはり考えることも一つなのではないかなと思うんですよね。去年は、全部町で負担ということでお答えいただいておりますけれども、いろんなやり方がありまして、全額町負担ということにはならないのではないかなと私は思います。全額町負担だとやはり、これだと1,500万円と書いていましたけれども、全額町負担はやっぱりきつい金額だなということも私もわかりますけれども、ですけれど、やはり全額町負担ではない今この時期に、これがいつまでかというのはまだわからない問題ですよね。ですから、そのうちに何とか考えていただけないものかなと再度、お聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。新エネルギーなんかは、非常に行政としては悩みの種であります。国もそうやって言っていますが、補助事業ってほとんどないんですよ。行政に対しては。あるんじゃないかというお話ですけど、ない。それを探しているんですがなかなか。うちはあいくるで1回使いましたから。非常にこれは厳しいんです。それと、あいくるの装置については蓄電池機能を持っていませんから、災害時で天気が悪かったら発電しないんですよ。ですから、そのことも十分考えて。持っているのに宝の持ち腐れみたいに住民から見られますと、多額の費用をかけて、それがいかにいいのかどうか。その問題も当然ありますし、地震なんかで、外に設置してパネル何枚か置くんですけども、それも地震にはどう対応できるかといったら、その実証実験は何もないんですよ。ですから、そこも切れたら同じですから。そういういろんな分野がまだまだ確立していないんです。ですから、私どもは今ある中で、そして、新しい情報が入れば国のほうも言葉では言っていますが、対策事業ではないんです。私どもはそういう訴えもしながら今やっているところでもありますけれども、現時点では特別の分を新たに設置するという新エネの中では、かなり不可能な今の時点です。ですから、今後の推移を見ながら、そういうものがもし出てくれば手を挙げて備えはしたいと思いますが、今、差し当たってできるのは、さっき言ったそういう小型のもので最低限の情報発信ができるようにしたいなど、そん

なふうに思っています。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で11時5分まで休憩をいたします。

(午前10時51分)

(午前11時05分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に2問質問いたします。1問目です。非核・平和のまち宣言を掲げた町として今後の行動は。平成23年3月に、南幌町非核・平和のまち宣言が議会で議決され、同年7月7日に役場庁舎正面に大きな垂れ幕が掲げられました。私は、この間、平和宣言のまちについての質問を繰り返し行なってきました。宣言文の記述には、省略しますが、「私たち南幌町民は、水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子どもたちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを誓います。」とうたわれています。その後、東日本大震災、福島第一原発事故が起こり、改めて平和の尊さを実感しています。また、現安倍政権は憲法改正や機密保全法の改正などを発言しており、歴史の逆行に危機感を募らせている町民も少なくありません。今こそ、非核・平和のまちとして町を挙げて町民への啓蒙活動に取り組むべきと考えます。そこで、町長に伺います。

1つ目、毎年、庁舎正面に掲げられていた垂れ幕が今年は、まだ掲げられていませんが、その要因は何でしょうか。

2つ目、町として掲げた宣言文は、各公共施設に掲示してありますが、垂れ幕と同様、本庁舎前に通年で掲示することができないのでしょうか。

3つ目、町民への啓蒙として、広島・長崎に原爆投下された8月6日、9日の投下時間に音声放送やサイレンの吹鳴、庁舎内での黙祷などの実施をする考えは、ありませんか。

4つ目、平和教育の一環として、教育現場ではさまざまな取り組みがされていると思いますが、さらに町として、平和記念式典への児童・生徒の派遣や、戦争の語り部を招いての町民への講演などの実施をする考えがあるか町長の考えを伺います。

議 長

町長。

町 長

熊木議員の非核・平和のまち宣言を掲げた町として今後の行動は、とのご質問にお答えします。

世界の恒久平和・核兵器の廃絶を願う町民の意思として、平成23年第1回議会定例会において、南幌町非核・平和のまち宣言を全会一致で決定をいただきました。その後の取り組みといたしましては、宣言文の広報掲載、宣言懸垂幕の作成と毎年7月、8月を期間とする役場庁舎正面への掲揚を行ってきたところです。

ご質問の1点目につきましては、掲揚に必要なワイヤーが7月の強風と老朽化により切断してしまい、掲揚できなかったことが直接の原因であります。早急な修繕も考えましたが、役場庁舎の耐震改修の中で懸垂

設備の改修と1基増設も近々実施されることもあり、経費節減から修繕を控えたところでは、改修を終えた後には掲揚を行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご質問2点目につきましては、役場正面の町民憲章碑、または、役場に向かい左手にあります、はまなす国体記念碑のような掲示方法が考えられますが、いずれも多額の費用負担が想定されるところであります。このことから、当面は懸垂設備の1基増設に合わせ、宣言懸垂幕の通年掲揚を基本として考えたくご理解をお願いいたします。なお、宣言をより町民に理解いただくため、広報による啓蒙も今後検討してまいります。

次に3点目のご質問ですが、今も申し上げましたが、宣言内容を町民にご理解いただくため広報などの活用を検討するほか、役場庁舎での黙禱の実施についても、執務に支障のない中で実施いたしたく考えています。なお、サイレンの吹鳴につきましては、防災・消防無線設備の機器点検の一環として、正午に行っているものであり、音が不快と感じられる方もおられることから、現在、吹鳴時間を短くするなど配慮しながら実施をしていることから、緊急的なものを除き、これ以上、吹鳴回数を増やすことはできないものと考えております。さらに、防災行政無線による放送は、熊木議員からの2つ目のご質問、情報発信の工夫でも申し上げますが、防災行政無線は電波法に基づく通信内容や関係規定に従い運用しており、緊急的な放送以外は定時放送としていることから、原爆投下時刻に合わせた放送は考えておりません。

最後の4つ目のご質問ですが、実際、社会科や総合的な学習の中でも歴史教育を通じ指導を行っているところでもあります。平和記念式典への児童・生徒の派遣につきましては、その事業主体、財政的な面も含めさまざまな課題があるため、直ちに実施することは難しいものと考えます。また、戦争体験を後世に伝えることは大切な取り組みであることは十分認識するものですが、当面は懸垂幕の通年掲示、広報による啓蒙などを通して、町民に平和の大切さを継続して訴えてまいりたく、講演会については、現在のところ開催する考えありませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ご理解いただきたいと言われましたけれども、理解できる所とできない所があります。1つ、今の私の質問の中で、町長のほうから答弁では、年間を通じての懸垂幕の掲揚をするということが答弁されました。それは大変喜ばしいことだと思います。今年なぜ掲揚されなかったのかというのでは、私、毎度役場の前に来て、まだ掲揚されていないということ、何度か来ました。担当に直接伺えばよかったですけれども、何の事情なのかなということを考えながらいました。それで何日か経って、役場の玄関の所に紙に書かれた平和宣言が載っていましたが、やはりせっかくの良い非核のまち宣言ということでは、できなかったらできないということの理由というか、そういうのは知らせるべきではないかと感じました。その辺で、その方法に間

違いというか、そういう措置が必要ではなかったかと私は思うんですけども、その辺答弁いただきたいと思います。

それから、2つ目の質問でも言いますけれども、防災無線の扱いということで、やれることとやれないことというのは確かにあると思います。この一貫した質問の中で、私は平和のまち宣言を掲げた町というのは、すごく重みのあることだと思います。前の質問の中でもお話ししましたけれども、各地に視察とかで伺った時に、やはりその町の本当に真正面に掲げられていると、その町の品格というか風格というか、そういうものを本当に感じます。姉妹町であります多良木町に昨年行った時も、多良木町も役場の正面のどこかに宣言がはっきり示されていますし、その時々的情勢に応じて、T P P断固反対とか、高校を存続せよというようなことが載せられていました。ですから、やっぱりそういう良いものは、ぜひ見習ってほしいなと思いました。だけど、一步前進というか、年間を通じてということでは、すごく良かったなと思います。

それで、庁舎内で、8月6日、8月9日、黙禱などをできないかということの質問なんですけども、それも検討されるということでしたので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。各地の自治体に問い合わせると、結構な自治体で黙禱はされています。原爆投下された時間といいますと、8月6日は8時15分、8月9日は11時7分でしたか、その時間ですので、恐らく業務には支障なく黙禱できるのではないかと思います。そういうことを町がやっているということが、また広報とかに載ることによって、町の姿勢というものが町民に伝わっていくと思います。ですから、そこは本当に検討をお願いしたいと思います。

先ほどの同僚議員の質問とかの中でも、いろいろ予算の関係というか財政的なことがたくさん出ていました。これも3回目ぐらいの質問の時に質問しまして、公共施設に宣言文が掲げられました。やはり公共施設に行ってみると、やっぱり町民憲章なり平和の宣言文が掲げられているのを見ると、やはりこれを、欲張りかもしれませんが、だけれども、やっぱり正面に町民憲章が立派に石の所にあるんですけども、それと同様に多少の予算がかかっても設置すべきだと思います。いろいろ財政的なことは毎回言われまして、そこは本当になかなか一步前進というふうにはならないんですけども、町の品格を本当に上げるためにも、それは望ましいことだと思いますので、再度検討をお願いしたいと思います。

私の所に送ってきたので、核兵器も基地も原発もない平和な日本を、というこういう北海道の地図が送られてきました。ここの中にも南幌町が宣言したということで入っています。もう本当に残りわずかになってきました。ですから、これを発信することによって、まだ非核平和宣言を掲げていない町に対してもいい啓蒙になると思います。今、何点か質問しましたがけれども、その辺で町長の再答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたしますが、先ほど答弁申し上げたように、わずかな改修費でもすぐ後ろに控えていたものですから、切れて

すぐ修繕はしなかったと。これはご理解いただきたいと思います。その分、玄関にちょっと小さいわけではありますが、その検討をして、いつごろ新しいのが改修、耐震改修と併せてやっていますから、その辺の経過も見ながらやっていたのでちょっと時間がかかったかと思いますが、それだけそのものについてかなり皆さんは真剣に考えていただいて、どうあるべきかということでやっていただいたものですから、時間は多少かかったかと思いますが、その分、懸垂幕の場所を2カ所にして通年にしようとするものでありまして、その辺のことまで検討したという部分がありますので、言葉では先ほど簡単に申し上げていますが、時間をかけながらやっているということでございます。

それから、役場庁舎内での黙禱は実施したく考えているんだけど、それはだめだという意味なのか。再質問をされるということはだめということで私はとってしまったものですから、それはしないでいいのかなと。私はしようと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

あと、どこの町が作ったからそれがどうのこうのというものでは。我が町にとってどうあるべきかということで、皆さんのご同意もいただいて、宣言をしているわけでありまして、我が町としてできることを今やっているということでもありますから、当然、記念碑もいろんな検討をさせていただいておりますけれども、かなりの金額になります。熊木さんが玄関に行ってわかるように見栄えのいいものにしようと思えば、そういうふうになる。また、逆に言うと、ちょっとお粗末なものを作ってこんな貧弱な物にこんなにお金をかけてと。そういう議論に当然なり得る問題でありますから、私としては、そういう議論よりもっと違うことのお金の使い道のほうが優先するものがあるんじゃないかと。そんな考えをしておりますので、今のところ、そういう分で特別、記念碑をどうのこうのということとは考えておりません。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木恵子議員。

黙禱の件に関しては、しなくてもいいなんて全く思いません。ぜひ、やってほしいと思います。

宣言文のことについて、貧弱な物を作るとどうだという言い方が今ありましたけれども、やはりなかなか財政が厳しいと今までずっと来ました。やっぱり少しずつ好転しているというのが前年度も監査委員の報告の中にありました。そういう中でやっぱり見直していくものというふうに考えた時に、やっぱりぜひ検討すべきことだと思います。どの材料を使ったらどれぐらいの費用がかかって、というような経費というかそういうものは一度出してみたいかと思いますが、その辺でもしお考えがあれば伺いたいと思います。

あと、先ほど4点目のところで平和教育の一環としてということで質問しました。平和式典への児童の派遣などは考えていないというか、できないということも伺いました。以前、質問した時に、前教育長さんが学校教育の中で取り上げていることを細かく語っていただきました。学校教育の場では、いろんな形で学年、学年でいろんな教育がされていま

す。毎年行われている、南幌町で行われている戦没者追悼式、7月に行われていますけれども、それに毎年参加する中で、遺族会の方々が年々少なくなっていて、会場もだんだん寂しくなっています。そういう中で、例えば、広島と長崎で交替交替で毎年行われていますけれども、平和式典にその地元の子どもが式典に参加して、詩を朗読したりということが毎年映し出されると、やはり何かそういう形の、大きな式典だけでなくもいいんですけれども、教育の一環としてそういうことができないかなということを前回も質問いたしました。実際には姉妹町ということもありまして、北広島市とかは早くから取り組まれています。そこを肩を並べるとか何かではないんですけれども、何らかの形で南幌町だけではなくて、もう少し視野を広げた形の教育ということができないものかなと思いますので、そこは教育長に答弁いただきたいと思います。

あと、戦争の体験を語るというか、そういうお話を聞くということも今、町長の答弁の中ではできないということでしたけれども、詩の朗読会とか音楽のコンサートとかいろんなものを各地で、それは自治体が中心に取り組んでいるものもあれば、そうではなくて全く一般の方が自分たちの趣旨で取り組んでいるものもありますけれども、遺族会の方々がだんだん少なくなっていると感じた時に、戦後68年でやはり自分の体験を語る人が本当に少なくなっている中では、南幌町でも尊い命をなくされた方がたくさんいますので、今、語り部というかお話をできる方がいるうちに、そういうような会を開くということは考える余地があるのではないかなと思います。私個人的には南幌9条の会という憲法9条を守るという会に所属しています。その中で2年前でしたか、こういう冊子を作って、教育長さんにも、それから、南幌町にも寄贈して公民館にも置いていただいています。これは4人の方が自分の体験を語ってくれたものを文章に書ける人は書いてもらって、あと、書けない方には聞き取りをしてテープに起こしたものを自分たちで手づくりしました。それを読んでいくと本当に作りながらも、胸が苦しくて、なかなか作業が思うように進まないという体験をしました。ですから、やっぱり二度と戦争を起こしてはならないという思いは町長とも一緒だと思いますし、今、特に現政権のいろいろな危険な動きということを感じた時に、それは私個人の思いかもしれませんが、けれども、やはり戦争を二度と起こさないということでは、ぜひそういう、小さくてもいいんです。何かそういう、町として何かコンサートとかいろんな語り部のそういうものを聞く会を持つとか、そういうことをできないかなということをもう一度、お願いしたいと思います。

議 長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

それでは、お答えをさせていただきます。まず、私のほうの分野ということで、子どもたちの視野を広げるという観点から、それなりの式典に参加させてはどうかということですが、あくまでも子どもたちいろいろな体験をしていただくということは非常に大事なことで思っています。その第一としては、現在行っております多良木町との姉妹交流、

それぞれ今年で4年目を迎えます。そんなことも子どもたちの視野を広げる事業ということで認識しております。ただ、視野を広げる事業、さまざまなものがあると思います。ですから、こういう式典、あと、町としての位置づけといいますか、主催団体、そういうものもありますので、今後、視野を広げる教育の全体としてこれから検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたしますが、記念碑、財政が豊かになってきたから考えれという話かと思いますが、財政が豊かになってきたからと、もう両手を挙げていいよという状況ではございません。中にいろいろ吟味して、これから町民のためにどうするべきかということを考えておりますので、ご理解いただければと思います。また、いろんな角度でいろんな検討をしていく上で、やはり私は町民の皆さんが心の中に、この平和というのを刻んでいただければどこに掲揚しようがしまいが、そういう気持ちを持っていただく、そのために役場庁舎に掲揚したり広報を使ってそういう発信をしたりしている。その中で町民の心がそういうふうになっていただければいいなというふうに思っておりますので、特別、記念碑を建ててどうのこうのという考えは私の中には持っておりません。

それから、講演会、小さなものでも何でもいいというお話ですが、それも一つの手かもしれないけども、今、いろんな形の中で情報発信されておりますので、私どもが改めてやる、何かあればまた別でしょうけども、現在のところそういうものを開いて皆さんに訴えていこうという思いは私は持っておりません。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移ります。2 問目、町の情報発信の工夫についてです。本町の魅力や取り組みについて、広報紙や町のホームページ、新聞の情報提供などにより町の情報が発信されています。近年は、スポーツ少年団を初めとして多くの町民が町内外で活躍し、大きな話題になっています。また、南幌町を紹介する報道や活動も取り上げられていますが、町全体に浸透しているものになっていないのではないのでしょうか。予定が決まっているものは町広報紙で掲載されていますが、防災無線などを使っての周知ができないのか伺います。本町で開催される各種競技や、南幌が紹介される番組などの詳細を発信することにより、町民が自分の町に愛着を持ち、町民自らが町の良さ、魅力を発信することにつながると思います。

先日、訪問した近隣自治体の施設内にスクラップされた記事が掲示されておりました。このような情報発信は、その町の姿勢としての、やる気や本気度が伝わってくると感じたものです。

さらに、町の入口に、本町のまちづくりの施策を掲げた大型看板の設置や、各公共施設に町のPRとしてホームページに掲載された記事などをプリントして発信するなどの工夫が必要と思います。人口減少に歯止

めをかけるためにも、近隣や先進地の良いものはどんどん取り入れるなど、行政が中心となり進めるべきと思いますが、町長の見解を伺います。

議 長  
町 長

町長。

町の情報発信の工夫についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、防災行政無線は、町地域防災計画に規定する災害通信計画に基づき、災害時における災害情報及び被害状況報告等の通信手段として、総務省北海道総合通信局の許可を受け、運用しているものです。運用に当たっては、電波法第52条の目的外使用の禁止規定や、その他関係法規に基づき、規定された範囲を超えて運用してはならないことになっています。

本町では、平成24年度実績で、延べ153件の放送を行っており、主な内訳は葬儀64件、防火・防災関係15件、議会のお知らせ10件、イベント関係が8件などとなっていますが、今後においても放送できる範囲を超えない中で、個々の案件ごとに対応し、町民への情報発信に努めていきたいと考えています。

次に、2点目のご質問ですが、ご指摘のように情報発信の方法については、他の自治体の事例なども参考としつつ、行政だけではなく関係機関や団体等の協力も得ながら、南幌町の魅力や施策の積極的な発信に取り組んでいきたいと考えています。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

防災無線のことで、電波法第52条の目的外使用の禁止規定というものです。私、自分の記憶違いかもしれないんですけども、以前、南幌町がNHK、テレビの朝の番組で、何々で何時から何時まで放送します、町民の方はぜひ視聴してください、というようなことが防災無線で聞いたことがあるような気がするんです。それが何年ぐらいまでやられていて、なぜそれができなくなったのか。それが私の記憶違いだったら申し訳ないんですけども、それをちょっと1点伺いたいと思います。

それから、今の答弁の中で、今後においても放送できる範囲を超えない中、個々の案件ごとに対応するとありますけれども、放送できる範囲を超えない中というのは、具体的には細かくどういうことなのか伺いたいと思います。防災無線が今後ここ何年かで変わりますよね。そういう中で個人宅も、もう少しはっきり聞こえるようになるとかいろいろ変わるんですけども、やっぱり変わるのに併せながら工夫をしていくということが必要ではないかなと思いますので、そこをちょっと答弁をお願いしたいと思います。

私、この質問を組み立てていまして、ここ近年、本当にスポーツ少年団とか中学校の吹奏楽とか、あと、個人でもいろんな方が活躍されて話題になっています。例えば高校野球ですけども、南幌町出身の子どもが甲子園に行って活躍する、優勝とかはしなかったですけども、やはりその時に南幌町というのが出ると、遠く、本当に東京とかにいる親戚とか知人からも、南幌の子が出ているんだね、すごいね、町は大騒ぎでしょうというような電話をいただきました。いろいろ考えたりいろんな

方とお話しをすると、何かに特定して1つのことだけをピックアップして、それだけを宣伝するというのはできないんじゃないかということも伺いました。だから、平等にというか、やはり活躍しているところを町民に知らせて、町民が視聴するということは、やっぱり私が質問の中でも述べたように、町民がみずから自分の町の魅力を発見して、それを外に伝えるということが町をPRすることそのものだと思うんですね。だからそういう意味では、ぜひ知らせてほしいなと思います。

防災無線のことは後で答弁いただくんですけども、防災無線のほかに、じゃあ、いろんな方法はないかと考えました。選挙の時に選挙管理委員会とかで広報車を出しますよね。選挙投票、何時から何時ですとか、火災予防とかは消防が出しているのか、何かそういうものもありますけれども、例えば、定期的にそういう町の情報を公用車を使って流すということで啓蒙していくというようなことが取り組みできないか。それも一つの方法ではないかと思います。あと、防災無線の先ほどの答弁の中で、いろいろできない理由もお聞きしたんですけども、近隣で長沼町とか由仁町が同じように防災のその52条の目的外使用ということで同じ扱いなのか、それとも、近隣のその2つの町は全く別なのか、そこをちょっと調べなくて申し訳ないんですけども、ちょっと教えていただきたいんですが。その2つの町では、例えば、町で取り組む行事だとか、それから、町が後援している映画会だとか、そういう時の放送を流して町民に啓蒙しているそうです。それが隣の町でできて、うちの町でできない理由が電波法の関係であるのか。そこもちょっとお答え願いたいと思います。

あと、インターネットでいろいろ町のホームページとか見ることができます。以前、議会報告会の時に見えた町民の方が、インターネットに載っているとと言われても、それをできる町民ばかりではないということをおっしゃっていました。そのとおりだと思います。ですから、ネットですごくいいものがホームページに出ていても、その手段のない人は全く目に触れることができません。ですから、それを面倒でもプリントして各施設に置くとか、そういうようなサービスも住民サービスとして必要ではないかと思います。南幌町の広報紙、私はやっぱり議会広報とかの関係もありますし、隅から隅まで見ます。各家庭に配布されていますし、公共施設やコンビニとかそういう所にも置かれています。隣の江別市なんですけれども、ちょうど身内が入院して、江別市内の病院に入院した時に、そこに広報紙がこんなに大きくA3版にコピーされたものが閲覧用として置かれていました。これを見るとすごく見やすく、私も老眼になってきて細かい字がなかなか苦手ですけども、こんなに大きいとみんな、閲覧用ですから1冊しか置いていないのを持って行って、みんな見ているんですね。これは、すごくいいアイデアだと思いました。先日、江別市の広報公聴室というんだそうです、そこに行ってお話を伺ってきました。この1部、どのぐらいの経費がかかっているのか、何部ぐらい印刷して、それをどういう所に配付しているのかということをお伺

いました。そうしたら、自分たちでその課にあるコピー機で印刷して、だから、コスト1部幾らというまでは出していないということでしたけれども、70部印刷して、病院とか老人施設とかそういう所に配っているそうです。余分には全く、やっぱり予算の関係で1部も余分には印刷していないので、ということではちょっと違う老人施設に行って借りてきました。だから、今日戻すことにはしているんですけども、やっぱりこういうような取り組みってちょっといいなと思って、まねできるなと思うものは、ぜひやっていってほしいなと思います。要望も含めて、こういうことができるのかどうかも含めて答弁願いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。以前、放送していたというのは今の機器の前のことだなというふうに私は思うんですが。昭和の代だと思えますけれども。平成の何年かに改修しておりますから。電波法の問題が多分そこで出てきたんだろうというふうに記憶をしております。それで、私は超えない範囲というのは、公共性あるいは防災関係の部分でしかできないという決めがありますから、よその町ができたからうちができるという、よその町のことにはほじくる気はありませんし、私の町は決められた範囲でやっているの、どこの町も決められた範囲という解釈の仕方で行われていると思いますので、よそがやったからうちができるとか、うちがやったからよそができるとか、それは内容によって違うのではないかなというふうに。ですから、私どもは超えない範囲でできる行政の発信部分、防災部分等々で取り組んでいるところでございます。それで、いろんな放送ができる部分がこれからどうなんだとかと、今。改修ももう少しすると、その実現に向けてどうあるべきかという部分。恐らく防災無線という名称を使うと規定は同じだと思います。それ以外の目的でやろうとしたら、どこかの市等々でやっているFM放送局の基地を持って自分たちでやるというふうになれば、いろんな放送が多分可能だと。それは問題はないと思いますが、防災無線方式をやると、やはりこの規定は生きていくだろうというふうに思っておりますので、私どもは、できるだけ防災無線の大事な部分ができる放送を目指していくべきではないかなというふうに思っているところでございます。

あと、広報車等々、いろんなお話をいただきました。うちの町でできるものについてはいろいろ検討して、できるものについてはやろうとは思っていますが、相当いろんなこと、情報収集もしながらやっていかなければならないというふうに思っております。ただ広報車を流せばいいと。喜んでいただく町民もいるけど、逆な町民もおりますから、その辺の判断もしながら進めていきたいなというふうに思っています。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。先ほどの答弁と同じで、いろんな町民がいるということは町長がいつも言われます。私も確かにいろんな町民がいると思います。けども、やっぱり少しでもいいもので町を発信していこうというのには、それはいろんな町民の中に伝わっていくのではないかと

思います。ですから、そこのところをいつもそういう答弁されますけれども、ちょっと違うんじゃないかなと私は思います。よそがやったからうちができるというのではないと言いますが、私も、じゃあ、近隣で放送している内容は調べます。ですから、課のほうでもぜひそれを調べて、なぜ同じようなものを使って、うちができるのかできないのかというところは、これから検討課題としてぜひ課のほうでも調べてほしいと思います。それは要望しておきます。

それから、私の勘違いだったんですかね、放送で何月何日何時から、と何か放送していたと思うんですが。昭和だともう20何年も前ですよ。そこをちょっと私もどんなふうにして調べられるかわからないですけども、皆さん、どうなんでしょうかね。そんなに前ではなかったかなと思います。そこをちょっと自分でも調べてみます。それで、なぜこういうことを言うかと、再質問でもしましたけれども、やはり喜ばしいこと、町民が活躍したり、あと、中学校の吹奏楽が去年は何か賞を受けましたよね。賞は受けなかったですか。でも、いいところまでいったりとかということがありましたよね。それで、今回も福島の子どもたちを呼ぶチャリティーコンサートの時にも参加してもらいました。それで、中学生が顧問の先生も含めて一生懸命選曲をして演奏する。それに触れた時に、今の若い世代とか子どもたちのしつけとかいろんなことがなっていないということが結構新聞とか投稿で載ったりするけれども、先ほどの南幌高校の話もありますけれども、私は、やっぱり町内の子どもたちの成長というのは、町長も前におっしゃっていましたが、本当にすごい財産だとか、未来に向けて良い成長をしていて、その子どもたちを持っているということが町民として本当に財産だなと思うんですよね。先日、私も中学校の学校祭に行き、壁新聞や合唱コンクールに参加しました。それで、なかなか中学校に足を向けたりというのは、自分の子どもが卒業してしまうと小学校でも中学校でも行くことはなかなか普通、町民はできないと思うんですよね。そういうのがお知らせで広報に載っていたりすると、こういうのがあるから行ってみようかなと思って、行った時にやっぱり思いがけない新鮮な出会いだったり成長を見たりすることができて、すごく感動するんですよね。先ほど、教育長も言われていましたが、壁新聞が1年生、3年生が3クラス、2年生が2クラスというので、全部の学年の発表がされていて、その中ですごく私が感心したのはTPPのことと、それから、農業のこと、それから、町の将来のことというので生涯学習センターのこととか、そういうのを中学生の視点でしっかり捉えて町の将来のことを考えているということがすごくうれしかったです。だから、基幹産業、農業って私たちも簡単に言いますが、中学生がキャベツの将来を心配したり、お米のこととかを考えているということは、大いに本当に町民みんなに知らせたいなと。その壁新聞を学校祭だけで終わらせないで、どこかに展示して、多くの町民に見てもらったらいんじゃないかなということを感じた次第です。だから、それはやっぱり学校教育がいろんな意

味で、教育委員会の努力もありますし、学校全体、町がこの小さな学校を包んでいくというか、そういうような中で子どもたちの成長が見られるのではないかなと思います。

最後の1つの質問、最後のほうで、さっき、再質問で触れなかったんですけれども、うちの町がすごく良い施策を掲げているというので、やはり大型看板、先ほど、同僚議員も違うところで言いましたけれども、やはり町の玄関口に大きく看板を掲げる。うちの町は高校生の交通費の助成をしているとか、18歳までの医療費の助成をしているとか、あと、子どもにもお年寄りにも優しいまちづくりをしているとか、本当に掲げられる施策ってほかから見てもすごいなと思うのがたくさんあると思います。今年は、あいくる、介護福祉とかの関係で視察が相次いでいると議会の関係でもお聞きします。そういう意味では、やっぱり町がやっていることを自信を持って掲げる。それを江別からの玄関口とか北広島からの玄関口にどんとあるだけで、またそれは費用のことになりますけれども、やはりそれがあるだけでその町を歩いていく時に、もう一回振り返ってみたくなる町というのに向かっていくと思います。だから、費用対効果、費用のことがいろいろあると何でもできないということになるかもしれないんですけれども、やっぱり一つ一つ、これは検討してどのぐらいの費用がかかるか、それで今年は一つだけやってみるとか。あと、今回、南幌温泉の所の看板が、あれは今、作りかえなんですか。やっぱり、まずはそこを作りかえる時に一緒に町の施策を掲げた看板を作るとか、そのような検討ができないのか、町長に伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。いろんな町でいろんな取り組み、防災無線の取り組みは、されているかと思います。うちができないから、よそができていうと、よその町に迷惑をかけます。その発信の仕方は上手にやっていただかないと、それを法のもとでぎりぎり皆さんやって、うちもそうですから、ぎりぎりやっていますから、そういうことが仮にちょっと問題があったら、それを言ったおかげでよその町ができなくなったり、いろいろありますので。それは過去にもあります。ですので、慎重に調査はやっていただければと思います。うちの町も当然、それらを配慮しながらやれる範囲で、法の解釈のやれる範囲でやっている事案でありますので、この辺は慎重に調査をいただければというふうに思っていますが、私どもは問題にならないようにやっているということをございます。なお、その後、うちの広報紙やいろいろ活用しながら今やっていますので、広報紙もいろいろ検討して、良いものを皆さんに見ていただけるようにと工夫しながらそれぞれやっています。また、ホームページもまたリニューアルして少しでも見やすいように、その都度検討し、加えておりますので、そういう活用の仕方も含めて考えていくべきだというふうに思っております。南幌町に入って、まあ、サインマークもないし、いろいろないと。これは町全体でどうあるべきかと、当然考えていかなければならないというふうに思

っていますので、これは来年度以降の課題に多分なるかと。来ていただく、あるいは通っていただく町外の方々にどういう発信をできるかというのは、町全体でやっぱり考えていくべきだというふうに思っておりますので、そのことは前向きに検討はしていきたいなというふうに思っています。ただ、細かいことまで掲げられるかといったら、そうはならないですね。先ほど、高校の通学費をやったら、片一方で反対みたいに言われて、片一方はやるべきだという、そういう議論になるから、結局そういう部分についてはなかなか難しい。議員の中でも意見が分かれるわけでありまして、町全体でやれるものについては、やっているものについては、ある程度掲げていこうとは思いますが、細かいことをいちいち書くというのはなかなか看板には難しいのかなと。ただ、アピールできる部分、これは作る場合については、きちんと私はするべきだなというふうに思っていますので。どこの入り口にも、ようこそ南幌町へ、だけでなく何かの形があればもうちょっとインパクトが出てくるのかなということも考えていますので、それらは検討課題としてやっていきたいなというふうに思っています。

議長 以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。  
ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩します。

(午前 11 時 52 分)

(午後 1 時 00 分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
午前中に引き続き一般質問を行います。  
4 番 本間 秀正議員。

本間議員 町立南幌病院の今後の方向性は、と題し町長に質問いたします。

町立南幌病院の過去 6 年間の経営結果を踏まえ、病院経営・体質悪化の著しい病院は本町の大きな負担となり得る要素であり、町民に理解を得られるのか大きな課題であります。しかし、町立南幌病院は地域における基幹的な公的医療機関であり、町民の生命・健康維持など地域医療の確保のため、重要な役割を果たしてきたことは承知のことであり、町の病院として町民が求める医療など、町財政を圧迫しない病院経営が求められると思ひ、伺います。

1、町立病院は江別市立病院と医療連携を行って、週 2 日医師の派遣を受けております。このことにより町立病院として、医師 3 人体制となっていますが、現状での曜日別による外来患者の差はあるのか。また、広域連携の効果について伺います。

2、社会保障制度改革国民会議の最終報告が新聞等で発表されましたが、町立南幌病院として一向に経営状況が好転しない中、今後の町立病院の方向性を伺います。

議長 町長。

町長 本間議員の町立南幌病院の今後の方向性は、のご質問にお答えします。  
本年 4 月末に小児科医師の退職に伴い、診療体制を維持するため 5 月より江別市立病院の総合内科より、月曜日と木曜日の午前診療について

医師の派遣をいただいているところです。現状での外来患者数については増加には至っておりませんが、町立病院では対応できない治療、検査が必要な患者については江別市立病院で対応いただき、急性期の治療や検査が終わり、引き続き療養などが必要な患者については町立病院で受け入れをするなど、おのおのが持つ医療機能に合った医療環境を町民に提供できていることは、江別市立病院との医療連携の効果の表れと感じているところです。

次に、今後の町立病院の方向性についてですが、国では安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方、その他の基本となる事項を定めるため社会保障制度改革国民会議を設置し、平成25年8月6日に最終報告書が国に提出されました。報告書の中で医療分野の改革においては、高齢化の進展により病院機能の再編や総合診療医の養成など、医療提供体制の見直しや高齢者にも応分の負担を求めることなどが盛り込まれており、今後の医療制度の改革に注視していかなければならないと考えているところです。

町立病院の今後の方向性につきましては、少子高齢化が進む中で町民のかかりつけ医としての医師を確保し、一次医療を担う病院として初期医療から慢性期医療、救急医療を初め在宅医療や予防医療も提供し、急性期医療・高度医療の提供については札幌圏域の医療機関と連携を密にして地域完結型の切れ目ない医療が提供できる体制を維持してまいります。

また、町立病院の経営については、依然として厳しい状況にありますが、本年度策定した3カ年の病院経営改善計画の実行により経営の健全化を図り、町民が安心して住み続けられるための地域の拠点病院としての使命を果たしてまいりたいと考えております。

4番 本間 秀正議員。

再質問をさせていただきます。今、町長よりお答えをいただきましたが、5月より広域連携を行い、外来患者数は増加していないというようなことですが、広域連携の効果として江別市立病院を含め、町民の安心・安全を考えると良い方向に行っているのかというふうに思いますが、町民から見ると、患者さんが江別へどんどん流れていくように思われます。今後、ますます病院の利用度が下がると思われるように思います。このことにより直接収支がさらに悪化する懸念があると思われませんが、このことについてお伺いをいたします。

また、方向性のことについてですが、現在、内科医の募集を続けていますが、町の構想は、全員協議会でもよく説明されてわかりませんが、この9月に入ってもまだ決まっていないと。ある程度の医師のオファーがあるのか。また、今後、町立病院として地方の病院は、先ほど、かかりつけ医として医師を確保するとのお答えがありましたが、当然これも町民からも出てくると思います。あと2年で院長先生についても定年になるかと思いますが、本当にこのままの公募だけで良いのでしょうか。

議 長  
本間議員  
(再質問)

か。また、3年間の病院経営改善計画が本年度策定されましたが、これにつきましても、1年ごとに改善計画の見直し等をして、病院経営、さらなる方向に行けるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

本間議員の再質問にお答えをいたします。効果は、まだ表れてきていないというお話しをさせていただきました。そうしたら江別へかなり流れているのかと言いますと、今、江別病院も非常に患者数が減っております。ですから、私どもが江別市の外来を見えますと、うちから流れていって江別がすごく多くなっているという現象はないように感じています。したがって、まだまだ十分ではありませんけれども、この連携を密にしたというのは安心と、やはり重病患者の対応も速やかにできますので、そういうのが伝わっていくことによって初めて町民が町立病院に来ていただく、安心という部分の一つになるんじゃないかなと私は感じておりますので、何とかそういう部分を引き出しながら、この病病連携、きちんと形を整えながら町民の安心も培っていきたいなと思っています。その上で、常勤医、内科医2名体制にして、今、公募等々で募集をしているところであります。一部、民間の人材派遣会社にも情報を流して、私どものほうに何とかそういう情報を流していただきたいというお話をいただいて、一部情報等々、まだ正式にどうのこうのではありませんけれども、そういうお話もいただいておりますので、何とか複数か何人になるかわかりませんが、ある程度確保した中で選定、選考していきたいなというふうに思っていますが、これはまだまداولちの病院の体質含めて働く環境、全般含めて来て、志がある先生が本当になじんでいただけるかどうかについては、まだまだわかりませんが、ようやく少しずつその反応が出てきておりますので、何とかその反応が出てきている中で選べれば良い形になるのかなというふうに思っていますが、まだまだ未確定の要素であります。ですから、今、内科医あるいは小児医がいなくなってなかなか厳しい状況であります。私どもは札幌医大に何とかお願いをしながら今いるところでありますが、少なくとも私は常勤医が3人とすれば、1人は医大から何とかお願いできないのかなと、今からお話しはさせていただきます。ただ、その時点にならないとどうなるかという返事はまだいただいておりますが、もう既にそういう要請活動もしながら、町立病院が継続して、安心して、町民が来ていただける病院づくりには奔走していこうというふうに思っております。

そして、改善計画の関係であります。当然、改善計画も立てておりますが、今現在、医師もまだ定まらない中で当然見直しはかけなければならないと。あるいは、無駄なものについてはやっぱり改善していかなければならないし、良いものは伸ばしていかなきゃならない。途中の見直しもしながら、何とか病院経営ができるように、皆さんに心配をいただかないでできる経営に早く少しでも前へ進められればと、そんなふうに思っている次第であります。

議 長

4番 本間 秀正議員。

本間議員  
(再々質問)

最後に再々質問させていただきますけども、町長から今、今後の病院経営についての話をいただきました。本当に最後になりますけれども、今回の24年度の決算報告の中にも監査委員さんのほうからも報告があったとおり、前年度より医療直接費がマイナス2,800万ほど増加しているというような内容も載っております。また、50%を割る病床利用率の改善ですとか、いろいろな面で医療サービス、特にソフト面を充実してというような中身でありました。このことを踏まえまして、地域のやはり拠点病院となるために努力すると今言われましたけども、早く医師の確保をお願いして、今、町長のほうからも、医大からなるべく1人お願いをしたい、そして、何とか3人体制にしたいというようなご意見でございました。また、看護師についても、かなりの方が定年になったり、今これから来ると思いますので、その増員も含めて、今後、うちの南幌病院としてどうやって、改善計画だけでなく、今見直し等も行おうというような話でございましたけども、最後に町長の思いとして、どうやってこの病院をすばらしい方向で運営していかれるのか、最後にもう一度だけお願いをしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

本間議員の再々質問にお答えをいたします。基本的には、先ほども申し上げましたように町民のためのちゃんとした病院になるように努力をしていかなければならない。そのためには、やはり医師が固定してきちんとしない限りは、私は、ここ数年で先生方が多く変わられていると。それがやっぱり安心につながらないと。特に、お年寄りというのは、やっぱりかかりつけ医と言いますか、慣れた先生に行きたがるものであります。それが毎年のように変わってくるということにはやっぱり不信感もいただくという部分も踏まえております。ですから、ここで長年診療をしていただける、そういう先生を早く見つけるのが一番ではないかなと。そして、江別市立病院も含め、医大も併せて、バックアップ体制もきちんといただいて、地方のそういう高齢化の社会に向かった市町村をカバーできるいろんな団体とも連携をしながら、私は町立病院として残るべきだと思っています。ですから、その過程の中で多分厳しい時代、時期があらうかと思っております。それを乗り切るために、今、医師確保に向けて努力をして、そして、安心していただければ患者も来ていただけるし、また、入院患者もある程度は増えるんだらうと。特に、今、病院連携の江別からは療養患者の受け入れも数人受けたりしております。そういうことも含めながら、この地域としてうちのできる、うちの町としてできる病院として町立病院をきちんと残していくのが私の仕事かなと。そんな思いで医師確保、あるいは、これから看護師も不足する部分もあらうかと思っております。看護師が不足すると、また指摘を受けて返還命令とかいろんなことが出てきますので、早く経営が良くなって、多少、余裕が持てる診療体制、看護体制に持っていけるようにこれから頑張っていくと、そんなふうに思っております。

議 長

以上で本間 秀正議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号 平成24年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第1号 平成24年度各会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

まず、平成24年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで7,856万6,276円の残額となりました。主な事業としては開拓120年・町制施行50周年記念事業、防災備品整備、あったか灯油事業、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健事業、消防・救急デジタル無線基本設計業務、スクールバス購入、スポーツセンター床改修、農地・水・環境保全向上対策事業などを実施したところです。なお、食料供給基盤強化特別対策事業、道営経営体育成基盤整備事業、町道維持管理事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額227万6,000円を差引くと実質収支額は7,629万276円となります。

次に、平成24年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで6,820万7,597円の残額となったところです。

次に、平成24年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで358万4,775円の残額となったところです。

次に、平成24年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで22万4,072円の残額となったところです。

次に、平成24年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで2,216万4,574円の残額となったところです。

次に、平成24年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで64万2,842円の残額となったところです。

以上、平成24年度各会計の決算につきまして、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 長 本案につきましては、平成24年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査報告書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

角島監査委員。

監査委員 それでは、私のほうからただいま事務局長のほうから朗読をもってご報告をさせていただきました一般会計並びに特別会計についての決算審査につきまして、若干補足をさせていただきたいというふうに思います。今回、監査は決算審査という決算認定のための監査であること、私自身が今回初めて南幌町の公会計について行った監査であるという点を踏まえて、簡単に述べさせていただきたいというふうに思います。一般会計と5つの特別会計については、1つ目には、決算数値の把握と正確性の検証、これに加えて、2つ目、町行政の業務内容の把握、3つ目、南幌町自立緊急実行プランの達成状況、こういったことを理解し、確認

するというを中心監査を実施させていただいてございます。内容につきましては、繰り返しになりますが、報告書に記載をしておりますので重複は避けたいというふうに思いますが、何点か感じた点を申し上げたいというふうに思います。今回、監査では特に指摘を要する事項はございませんが、私なりに疑問に思う点、あるいは理解不十分な点もありましたし、あえて言えばグループごとの実施する業務や会計管理が非常に理解しづらいという仕組みになっているというふうに受けとめさせていただいてございます。次回監査以降、順次、そういった部分について内容を深めていきたいというふうに思いますので、その点のご理解をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

決算審査報告書、18ページの審査意見の統括の(2)にも記載をさせていただきましたが、町民の負担を求めながら進めてきた南幌町自立緊急実行プランの成果が、プランの計画よりも7億6,900万円、基金、いわゆる貯金が増加してございますし、6億6,300万円、起債の残高、借金が減少しているということで、そういう意味では非常に良好な結果になっているというふうに思いますし、こういった部分については、町と議会が一体となって取り組んだ成果と受けとめさせていただいております。一方、平成24年度の自主財源比率は11億4,900万円ということで、率にいたしますと23.5%、前年度の12億2,900万円の場合は、24.9%を占めてございました。金額で8,000万円、構成比で1.4%減少してございます。要するに自主財源が、23年度より24年度は減っているという状況にあるということは否めないというふうに思っております。今後、町立病院の経営健全化あるいは場合によっては大きな投資も必要性、発生する場合もあろうかというふうに思いますので、今後の行政運営に当たって効果的なお金の使い方と公共性を踏まえた財政運営をお願いしておきたいというふうに思っております。

なお、後ほど議案第51号で提案されます際にも説明があろうかと思っておりますけれども、第三セクター等改革推進債につきましても、健全化比率上の問題として監査報告提出後に担当のほうに照会をさせていただきましたが、大きな数字の変化はないということで回答を得ておりますことを申し上げます、監査報告とさせていただきます。以上であります。

議長

ありがとうございます。

ただいま上程されました平成24年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程されました平成24年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く8名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からのご発言は、8名

による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

●日程6 認定第2号 平成24年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第2号 平成24年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者は前年に比べ減少しましたが、外来については前年に比べ増加し、さらには経常経費の縮減に努めましたが、収益的収支では2,728万8,288円の純損失となったところです。平成24年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、平成24年度南幌町病院事業会計決算審査報告書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

角島監査委員。

監査委員 それでは、町立病院の決算審査の結果について、若干ご報告を申し上げます。決算審査という性格上、計数の整合は当然のこととして、なぜ町立病院の収支が償わないのかという経営の視点に立って監査をさせていただきました。そういう意味で、町立南幌病院として採算が合わない、あるいは患者数の減少はどこに起因しているのか、どこに問題があるのかという点について点検をさせていただいてございます。そのために診療科別に患者数の動向と収支状況を重点に点検をさせていただいてございます。

病院会計、審査報告書6ページをごらんいただきますと、一番上に③

利用形態別の患者数、利用料構成状況という表を作成させていただいてございます。ごらんになっておわかりのとおり、一番右が構成費比の欄なのですが、延べの患者数、入院が40%、外来が約60%でございます。一方、利用料につきましては、入院が73%、外来が27%という結果になってございます。つまり、4割の顧客が8割の売り上げを稼ぐというふうに小売業界では言うわけですが、ここでも全く同じ構造になってございます。23年度より収支が悪化した大きな原因は、病床利用率が低下したというところ、いわゆる入院患者が減ったと。しかも特定の科というところに問題があるわけでありまして、こういった部分をどう整理をしていくのかということになるかと思えます。町立病院の抱える問題は患者数、そして、病床利用率が減少しているというところにあるわけですし、外来対応が主体の眼科あるいは小児科はニーズに沿った展開がされているというふうに見受けられました。南幌町の人口や看護体制を考えると小児科の休診がなくとも、この両科においては昨年以上の患者数の拡大は難しいというふうにとめさせていただいております。

病院会計審査報告書、9ページの2に意見を述べさせていただいてございますが、町立南幌病院独自の特色をどうつくるのか。それが患者数、特に病床利用率を向上させ、病床利用率といいますか、言ってみれば患者さんが増えることが、かけているコストは同じでありますから、医者、看護師の数は変わらないはずであります。いかに患者さんを増やすか、かつ、病床利用率を拡大させるかということがコスト低減にもなりますし、収益性の向上にもつながるということでありまして、経営収支は公立病院である以上、非常に微妙な部分がありますが、医業収支の確保をどう図るかということが非常に重要だろうというふうに思っております。

先ほどの一般質問で本間議員と町長の間での議論がございましたとおり、非常に町立病院は必要なものだという認識の上に立って、どうすれば良いのかということ全体として取り組みをしていくと。今、3カ年間の計画というふうに向ってございますが、必要な場合には、大型の投資を含めて町立病院そのものをどういう方向づけをして特色をつくるのかという検討をしていただきたいというふうに思っております。以上、申し上げますと監査報告に代えさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま上程されました平成24年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程されました平成24年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮りを願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員のご発言は、先ほど設

置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。  
(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

●日程7 報告第5号 平成24年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第5号 平成24年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成24年度の決算をもとに算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第5号 平成24年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。資料によりご説明させていただきますので、別途配付しております報告第5号資料をご覧くださいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。平成21年4月からは同法が完全施行になり本年5年目となります。これらの早期健全化基準及び財政健全化基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。

それでは、平成24年度決算によりますそれぞれの指数につきましてご説明を申し上げます。まず1点目、実質赤字比率でございます。これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。下の表をご覧ください。なお赤字は発生してきておりません。

次、2点目、連結実質赤字比率、これは全会計を対象とした赤字比率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても同じく赤字は発生しておりません。

次に3点目、実質公債費比率、これにつきましては一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。特別会計並びに一部事務組合を含めたものでございまして、平成22年から平成24年の過去3カ年の平均数値を表しております。南幌町の数値につきましては17.7%となり、起債許可を必要とする18%を下回ったことから、公債費負担適正化計画の策定は必要なくなりました。過去の数値については、平成23年度が20.0%、平成22年度が22.4%であります。平成23年度対比では2.3ポイントほど改善されております。この要因は、表の下に米印で記載してござい

すが、新たな起債の発行抑制による公債費充当一般財源等の減少が主な要因でございます。参考までに、この17.7%の単年度の比率でございますが、平成22年度が19.9%、平成23年度が16.9%、平成24年度が16.6%となっております。

表面に戻ります。次に4点目でございますが、将来負担比率、これにつきましては一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては公社、第三セクターなども含めたものとなっております。南幌町の数値では85.4%となっております。早期健全化基準の350.0%を264.6ポイント下回っている状況でございます。過去2年の数値につきましては、裏面に記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。平成23年度が104.8%、平成22年度が123.3%でございます。今回大きく下がった要因は、表の下に米印で記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による地方債残高の減少が主な要因でございます。このようなことで、南幌町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2の資金不足比率でございます。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。本町の企業会計といたしましては病院事業、下水道事業、農業集落排水事業、3特別会計がございますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのようなことから、資金不足比率が該当ないことから経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づきます南幌町の健全化判断比率等につきましての説明をさせていただきましたけれども、いずれも健全化計画及び再生計画の策定は不要でございますが、今後におきましても行財政改革をさらに推進し、個々の比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 長 本案につきましては、平成24年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 平成24年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

●日程8 議案第50号 南幌町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土地開発公社理事の本間 秀正議員、川幡 宗宏議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(本間議員、川幡議員退席する。)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第50号 南幌町土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、南幌町土地開発公社の解散について議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第50号 南幌町土地開発公社の解散についてご説明をいたします。南幌町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条の規定に基づき、昭和48年5月に設立され、これまで地域経済の活性化を促進するための工業団地や住宅団地の造成分譲を行う土地造成事業のほか、町からの公共用地先行取得依頼に基づいて、資金を金融機関から借り入れて必要な用地の先行取得を行う公共用地先行取得事業を実施してまいりました。しかし、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響から、工業団地等の保有土地の処分が進まず、地価の下落と相まって土地開発公社の経営は大変厳しいものとなっており、今後土地開発公社を存続させる場合、本町の将来的な財政負担を増大させることが懸念されるものであります。また、近年の社会情勢から土地開発公社による公共用地の先行取得の有用性も薄まり、土地開発公社としての社会的役割並びに所期の目的は達成したものと考え、今後、公社の存続する意義も極めて薄いものと判断し、本年6月21日開催いたしました土地開発公社理事会において出席者全員一致で解散が同意されましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、別途配付しております議案第50号資料をごらんいただきたいと思っております。1の解散の時期でございますが、北海道知事の認可を受けた日、国が期間を定めて創設した、いわゆる平成21年から平成25年までの第三セクター等改革推進債の適用期限である平成25年度に解散することとなります。

2の解散の理由につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

3の財産目録でございますが、3ページをごらんいただきたいと思っております。25年7月31日現在の財産目録でございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産、現金並びに預金の普通預金並びに定期預金で、計5件、5,880万1,275円、②の完成土地等で6億2,693万1,243円、2の固定資産では①の賃貸事業用土地として4,722万2,005円、資産合計で7億3,295万4,523円となっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。現在の南幌町土地開発公社の保有土地の明細書でございます。完成土地等では南幌工業団地から夕張太住環境用地、そして、旧晩翠小学校跡地、計11筆で18万6,996.61平米、賃貸事業用土地につきましては、南幌工業団地で計5筆、1万8,192.81平米でございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。次に負債の部でございますが、固定負債として、1つ目、長期借入金、これは金融機関から借り入れている分でございますが、13億6,000万1,000円でございます。2つ目の同じく長期借入金、これは町からの貸付金分でございますが、2億2,666万6,000円、3番目、これは賃貸にかかる補償金でございますが、1,008万3,600円、負債の合計としましては15億9,675万600円となっており、差し引きの正味財産としては、8億6,379万6,077円の債務超過で、負債が資産を上回っております。

1ページへお戻りください。4の残余財産及びその処分方法でございますが、ただいま説明いたしました財産目録から、後ほどスケジュールの中で説明いたします長期借入金の第三セクター等改革推進債の活用と、町貸付金並びに代位弁済に伴う求償権の一部の債権放棄の処理を行い、南幌町土地開発公社定款で定めております清算終了までの間に要する経費を差し引いた預金等、これを残余財産として南幌町へ引き継ぐものとしたします。

5の清算人につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条の3の規定で理事が清算人となることから選任するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。6の解散スケジュールでございますが、本年9月、今回で第3回の定例会におきまして、公社の解散、三セク債の許可申請、それと一般会計補正予算、これの議決後に、12月に国へ第三セクターの起債の許可申請書を提出いたします。明年2月、国より三セク債の起債の許可がおりる予定になっておりまして、同月に三セク債の起債を借り入れし、町が公社借入金融機関に代弁済することになります。3月、第1回会定例会におきまして、公社の保有資産の取得並びに、先ほど説明いたしました債権放棄、これが議決された場合、北海道知事へ解散認可申請書を提出することになります。その後、知事より公社の解散認可をいただいた後、民法第79条の規定に基づく2カ月間の公告を行い、公社清算事務手続を清算人により回収をする予定になってございます。6月の第2回定例会では、先ほど財産で説明いたしましたとおり、公社の残余財産の取得議案を提案する予定になってございます。7月には、北海道知事へ公社清算の終了報告の届出という予定になってございます。以上で議案第50号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第50号 南幌町土地開発公社の解散について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本間 秀正議員、川幡 宗宏議員の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(本間議員、川幡議員着席する。)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程9 議案第51号から日程13 議案第55号までの5議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第51号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

●日程10 議案第52号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第3号)

●日程11 議案第53号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

●日程12 議案第54号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)

●日程13 議案第55号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上、5議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第51号から議案第55号までの5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第51号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請につきましては、地方財政法第33条の5の7第3項により議会の議決を要するため本案を提案するものであります。

次に、議案第52号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、土地開発公社借入金補償金の追加、南幌温泉指定管理料の追加、元町公営住宅改修工事設備関連実施設計料の追加、歳入では、普通交付税確定に伴う追加、元町公営住宅改修工事に係る社会資本整備総合交付金の追加、平成24年度繰越金確定に伴う追加及び、第三セクター等改革推進債の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,646万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,5

17万7,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、特定検診システム機器の更新による追加、保険給付費並びに財政調整基金積立金の追加、歳入では、平成24年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,969万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,762万5,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、北海道厚生局の適時調査による診療報酬の返還と入院患者の転倒事故による補償、企業債の借入限度額の変更、医療機器の購入が主な理由であります。その結果、収益的収入では既定予算に13万6,000円を追加し、5億5,129万3,000円とし、収益的支出では既定予算に13万7,000円を追加し、5億6,757万9,000円とするものであります。資本的収入では既定予算に21万円を追加し、5,918万5,000円とし、資本的支出では既定予算から34万8,000円を減額し、1億309万6,000円とするものであります。

次に、議案第55号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、介護保険審査支払システム機器の更新による追加、介護予防普及啓発事業参加者増加に伴う運動指導業務委託料の追加並びに国庫支出金等清算金の追加、歳入では、平成24年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,014万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,248万9,000円とするものであります。

議案第51号につきましてはまちづくり課長が、議案第52号につきましては副町長が、議案第53号につきましては住民課長が、議案第54号につきましては病院事務長が、議案第55号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明に入る前に2時15分まで休憩をいたします。  
(午後 2時00分)  
(午後 2時15分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
議案第51号から議案第55号までの内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第51号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてご説明をいたします。先ほどの土地開発公社の解散の中でもご説明しておりましたが、土地開発公社には債務が残っておりまして、解散を行う場合に、地方公共団体が債務保証を行っている公社借入金の償還を行わなければならないことから、地方債として借入し、金融

機関に代位弁済を行うため、起債申請に当たり地方財政法第33条の5の7第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次ページをおめくりください。1の起債の目的は、南幌町土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるためでございます。2の起債の限度額については、13億6,000万円、充当率100%でございます。3の起債の方法については、証書借入又は証券発行で行います。4の起債の利率については、5.0%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につきましては、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率といたします。5の償還の方法は、債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができるものといたします。なお、この三セク債につきましては、原則、償還期間が10年でございます。本町といたしましては、財政運営の状況を加味しながら、15年の期間で現在要請をする予定になってございます。以上で議案第51号の説明を終わります。

議 長  
副 町 長

副町長。

それでは続きまして、議案第52号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに歳出から説明を申し上げます。12ページをごらんいただきたいと思っております。2款総務費1項3目財産管理費、補正額が1億1,128万8,000円の追加でございます。13節委託料で、町有地確定測量業務16万8,000円の追加でございます。売却を予定しておりました元町3丁目、南幌ソーイング隣の町有地につきまして購入の申し出があったことから、確定測量を行うものでございます。15節工事請負費、鶴城小学校跡地工作物移転及び解体工事855万8,000円の追加でございます。鶴城小学校跡地の一部が道央圏連絡道路の予定地となったことから、支障物件の移転及び解体を行うものでございます。なお、同額を補償費といたしまして歳入で受け、実施するものでございます。25節積立金、財政調整基金積立金1億256万2,000円の追加でございます。今回の補正で余裕が出た分につきまして財政調整基金に積み立てるものでございます。

4目企画振興費、補正額13億6,000万1,000円の追加でございます。22節補償補填及び賠償金、土地開発公社借入金補償金13億6,000万1,000円の追加でございます。公社借入金の残高を代替弁済するものでございます。

7目防災諸費、補正額が25万5,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料25万5,000円の追加でございます。防災無線の点検によりまして、屋外放送塔に不良箇所が判明したことから、修理を行うものでございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額が55万円の追加でございます。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金55万円の追加でございます。後ほど特別会計でご説明を申し上げます。

次ページに参ります。2目障がい者福祉費、補正額が328万4,0

000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で328万4,000円の追加でございます。地域生活支援事業並びに障がい者福祉事業として、平成24年度の精算分を追加するものでございます。

3目老人福祉費、補正額が55万円の追加でございます。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金55万円の追加でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

2項1目児童福祉総務費、補正額が58万2,000円の追加でございます。児童福祉総務経費といたしまして58万2,000円の追加でございます。障がい児支援給付事業として、1名の児童が町外の事業所で放課後等デイサービスを利用することから、必要経費をそれぞれ追加するものでございます。

次ページに参ります。4款衛生費1項4目病院費、補正額が749万円の減額でございます。28節繰出金で病院事業会計繰出金749万円の減額でございます。これにつきましても後ほど特別会計のほうで説明を申し上げます。

5款農林水産業費1項6目ふれあい館管理費、補正額が142万8,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料142万8,000円の追加でございます。老朽化に伴いまして、煙感知器の取りかえ及びボイラー配管並びに体育館パネルヒーターの修繕を行うものでございます。

6款商工費1項2目商工振興費、補正額が500万円の追加でございます。13節委託料で南幌温泉指定管理料500万円の追加でございます。温泉の根幹であります源泉ポンプの保守管理につきましても、毎年必要とされることから、今後町が負担することといたしまして、指定管理料として追加するものでございます。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額が1,070万9,000円の追加でございます。公営住宅管理経費といたしまして、明年度改修を予定しておりました元町野球場側の公営住宅につきましても、一部交付金事業の対象となったことから、前倒しでサッシ、建具部分の改修をすべく、工事請負費として追加するものと合わせまして、明年度、残りの給排水施設などを実施する予定をしておりますけれども、専門性が高いことから実施設計の委託経費を追加させていただくものでございます。また、委託料の中で、道営住宅植栽につきましても、緑化事業の対象となったことから植栽経費を追加するものでございます。

9款教育費5項4目給食センター運営費、補正額が30万6,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料30万6,000円の追加でございます。配水施設内のポンプ並びに水量を測定しますフロートスイッチなどが故障したため修理を行うものでございます。

次に歳入の説明を行います。9ページをお開き願いたいと思います。9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額が15万9,000円の減額でございます。1節地方特例交付金15万9,000円の減額、確定によるものでございます。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額が6,363万6,000円の追加でございます。1節地方交付税で6,363万6,000円の追加、普通交付税の確定によるものでございます。これにより平成25年度の普通交付税確定額につきましては、23億1,563万6,000円となったところでございます。対前年度で2,277万8,000円の減となったところでございます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額が29万円の追加でございます。7節障がい児施設措置費（給付費等）国庫負担金29万円の追加でございます。歳出で説明しました障がい児の支援給付事業の2分の1が交付されるものでございます。

2項4目土木費国庫補助金、補正額が501万8,000円の追加でございます。1節社会資本整備国庫補助金501万8,000円の追加でございます。本年度実施いたします公営住宅の改修経費の2分の1が交付されるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額が14万5,000円の追加でございます。8節障がい児施設措置費（給付費等）道負担金14万5,000円の追加でございます。障がい児支援給付事業の4分の1が交付されるものでございます。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額が855万7,000円の追加でございます。1節土地建物売払収入855万7,000円の追加でございます。鶴城跡地の支障物件の移転補償費となります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額が1,553万円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で1,553万円の減額、財源調整を行うものでございます。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額が500万円の追加でございます。1節南幌温泉ハート&ハート基金繰入金500万円の追加、温泉の指定管理料に充当すべく繰り入れを行うものでございます。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額が5,629万円の追加でございます。1節繰越金で5,629万円の追加、平成24年度の繰越金確定によるものでございます。20款諸収入5項4目雑入、補正額が321万6,000円の追加でございます。1節雑入で、障がい者自立支援給付費道負担金精算金293万3,000円の追加、保育所運営費道負担金精算金21万2,000円の追加、それぞれ平成24年度の精算分となります。緑化事業助成金で7万1,000円の追加、歳出で説明しました道営住宅に植栽する経費の助成金でございます。

21款町債1項5目第三セクター等改革推進債、補正額が13億6,000万円の追加でございます。1節第三セクター等改革推進債13億6,000万円の追加でございます。公社借入金残高の代位弁済に伴う財源とすべく借り入れを行うものでございます。

次に、地方債補正の説明を行います。5ページをごらんいただきたいと思います。第2表地方債補正、追加でございます。起債の目的、第三セクター等改革推進債、限度額が13億6,000万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、歳入歳出それぞれ14億8,646万3,000円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ60億8,517万7,000円とするものでございます。以上で議案第52号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

それでは、議案第53号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。1款総務費4項1目医療費適正化対策事業費、補正額0円、1節報酬、保健師報酬20万円の追加、7節賃金、臨時保健師賃金20万円の減額、保健師1名の育児休暇取得に伴う雇用形態の変更により賃金から報酬に組み替えるものでございます。

続きまして、2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費375万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で退職被保険者の高額療養費として375万9,000円の追加、2月診療分までの必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等、補正額0円、こちらは財源内訳を変更するものでございます。

次ページになります。8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費、補正額75万円の追加でございます。1節報酬で保健師報酬40万円の追加、7節賃金、臨時保健師賃金20万円の減額、こちらも1款総務費医療費適正化対策事業費と同様に保健師1名の育児休暇所得に伴う雇用形態の変更により賃金から報酬に組み替えるものでございますが、当初予算計上の際に1カ月分の計上漏れがあったことから、今回、2カ月分とするものでございます。13節委託料55万円の追加、平成20年度に導入しました国保連合会と専用回線で追加つないでおります、特定検診システム用の業務端末ですが、国保連合会のシステム更改によりまして業務端末のOSがウィンドウズXPからウィンドウズ7へ変更となるため平成26年度以降、現行の端末は使用できなくなることから国保連合会を通じ導入を行うものでございます。住民課、保健福祉課に1台ずつ設置いたします。

9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額2,517万8,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,517万8,000円の追加、平成24年決算に伴い繰越金が発生したため歳入の財源調整後、余剰金を不測の事態に備えるため基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金1項3目償還金、補正額4,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金4,000円の追加、平成24年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定により返還金が生じたため追加するものでございます。

次に、給与費明細書の説明をいたします。10ページをごらんくださ

い。その他特別職の分でございます。その他特別職で1名、60万円の報酬の増となっております。これは、先ほど申し上げました賃金を報酬に組み替えたことによる嘱託保健師の増でございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額375万9,000円の追加でございます。2節、過年度分375万9,000円の追加、平成24年度分の退職者医療交付金の確定に伴い追加するものでございます。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額55万円でございます。1節一般会計繰入金55万の追加、事務費繰入金としまして、特定検診システム更新分でございます。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額3,282万5,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金3,282万5,000円の減額、繰越金の増加に伴い財源調整のため減額するものでございます。これによりまして補正後の基金残高の見込み額は8,285万5,548円となる見込みでございます。

続きまして、11款繰越金1項1目繰越金、補正額5,820万7,000円の追加でございます。1節繰越金で5,820万7,000円の追加、平成24年度決算に伴い繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,969万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億2,762万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

続いて、議案第54号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。5ページをお開き願います。初めに収益的収支の収入からご説明申し上げます。1款病院事業収入1項医業収入3目その他医業収益13万6,000円の追加でございます。2節その他医業収益で病院賠償責任保険金13万6,914円の追加でございます。入院患者の転倒による治療費を病院賠償責任保険で賄うものでございます。詳細は支出でご説明申し上げます。

次に、支出についてご説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用3目経費13万7,000円の追加でございます。20節雑費で賠償金13万6,914円の追加でございます。収入でも触れましたが、入院患者の介助入浴を終えて更衣室への移動時に転倒し、負傷したものでございます。介助入浴には2名の職員がついていましたが、入浴を終え、一瞬職員が目を離していたことが原因で患者が一人で移動し、転倒したことから、治療費の患者負担分については病院が負担するものでございます。他院で治療の後、現在は町立病院でリハビリ治療をしていますが、間もなく治療を終える状態まで回復されています。今回の件につきましては、ご家族に状況説明とお詫びを申し上げ、ご了承をいただいたところでございます。

次に、3項特別損失1目過年度損益修正損559万3,000円の追加でございます。1節過年度損益修正損で、診療報酬返還金559万2,310円の追加でございます。本年4月に実施された北海道厚生局の施設基準の適時調査において2点の指摘を受けて、診療報酬の返還措置が発生いたしました。1点目は、一般病棟入院基本料の施設基準のうち看護職員の月平均夜勤時間72時間以内と定められ、3ヶ月以内の1割以内、つまり79.2時間以内の変動までは認められているところでございますが、平成24年度中に1期間だけ1割を超えた期間があったため、超えた期間の翌月、平成24年11月分について入院基本料が特別入院基本料となり減額となるわけでございますが、この入院基本料の減額に合わせて入院期間ごとに定められている加算も減額となります。その結果、その差額が26名分で184万5,710円を返還するものでございます。2点目は、運動器リハビリテーション料について、医師が作成したリハビリテーション処方箋に基づき実施計画書を作成の上、実施し、運動器リハビリテーション料を算定しなければならないところを、作成されていない状態で運動器リハビリテーションが行われていた期間があり、その期間については消炎鎮痛等処置での算定となるため、返還の期間につきましては、平成20年4月分から平成25年3月分までの5年間遡及しまして、その差額が80名分374万7,600円を返還するもので、入院基本料との合計では559万2,310円を返還するものでございます。今回の調査で指摘された入院基本料の看護職員の夜勤時間の管理については、2名体制でチェックする方法に改め、運動器リハビリテーション料は、医師の処方箋発行から速やかに実施計画書を作成し、作成後に実施されたリハビリについて算定するように改めましたので、今後このような事象が発生しないよう施設基準に測って適正な運用に努めてまいります。

次ページに参ります。次に、資本的収支の収入についてご説明申し上げます。1款資本的収入2項繰入金1目繰入金749万円の減額、関連がありますので3項企業債770万円の追加でございます。本年度に購入する財務会計、医事システム、非常放送設備、医療機器について企業債充当率50%を見込んでおりましたが、100%充当が可能となったことから、一般会計繰入金を減額し企業債を追加するものでございます。また、医療機器の更新ため費用の2分の1を一般会計から繰り入れするものでございます。内容は支出でご説明いたします

続いて、支出でございます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費34万8,000円の追加でございます。1節機械及び備品購入費で湿式ホットパック装置34万7,550円の追加でございます。保温材を詰めたパックをお湯で加温し、患部に置いて伝道熱で温熱治療を行うための装置で、既存の湿式ホットパック装置が老朽化のため使用不能となったことから更新するものでございます。

1ページにお戻りください。第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益は13万6,000円を加し5億5,

1 2 9 万 3, 0 0 0 円に、病院事業費用は 5 7 3 万円を追加し 5 億 6, 7 5 7 万 9, 0 0 0 円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し不足する額は 1, 6 2 8 万 6, 0 0 0 円となります。

次に第 3 条、第 4 条に定めた資本的収入及び支出につきまして、資本的収入は 2 1 万円を追加し 5, 9 1 8 万 5, 0 0 0 円に、資本的支出は 3 4 万 8, 0 0 0 円を追加し 8, 1 2 4 万 1, 0 0 0 円に改めるものでございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を 2, 2 0 5 万 6, 0 0 0 円に改めるものでございます。

次ページに参ります。第 4 条、第 5 条に定めた起債の限度額 7 6 0 万円を 1, 5 3 0 万円に改めるものでございます。以上で議案第 5 4 号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第 5 5 号 平成 2 5 年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8 ページをごらんください。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正額 5 5 万円の追加でございます。1 3 節委託料で 5 5 万円の追加、先ほどの国民健康保険特別会計でもご説明しましたが、国保連合会と専用回線でないでおります、こちらは介護保険審査支払等システムでございますけれども、こちらも国保連合会のシステム更改に伴いまして現在使用しています業務端末の O S がウィンドウズ X P からウィンドウズ 7 へ変更となるため国保と同様に平成 2 6 年度以降使用できなくなるため国保連合会を通じ導入するものでございます。住民課、保健福祉課に 1 台ずつ設置するものです。

続きまして、2 款保険給付費 5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、補正額 2 0 万円の追加でございます。1 9 節負担金補助及び交付金で、負担金として高額医療合算介護サービス費 2 0 万円を追加いたします。該当者の増加により追加するものでございます。

6 項特定入所者介護サービス費等 3 目特定入所者介護予防サービス費、補正額 1 万円の追加でございます。1 9 節負担金補助及び交付金で、負担金として 1 万円の追加でございます。こちらも給付額の増加により追加するものでございます。

次ページになります。4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費 2 目一次予防事業費、補正額 5 6 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。1 3 節委託料で運動指導業務 5 6 万 4, 0 0 0 円の追加、地域支援事業費で行っております快足シャキっと倶楽部の参加人数増加のため、開催日を週 2 回から 3 回にしたことによる追加でございます。

続きまして、6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金、補正額 8 8 1 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。2 3 節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金 8 8 1 万 8, 0 0 0 円の追加、平成 2 4 年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道支払基金負担分の精算により返還金が生じたため追加するものでございます。返還金の内訳は、

国庫が382万2,494円、道費が31万6,032円、支払基金が468万5,206円となっております。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額242万3,000円の追加でございます。2節過年度分で242万3,000円の追加、平成24年度の介護給付費道負担金の確定により追加するものでございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金、補正額55万円の追加でございます。1節事務費繰入金55万円の追加、介護保険審査支払等システム更新分でございます。

2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額1,299万5,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で1,299万5,000円の減額、繰越金の増加に伴い財源調整のために減額するものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額2,016万4,000円の追加でございます。1節繰越金で、平成24年度繰越金2,016万4,000円の追加、繰越金が確定しましたので追加するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ1,014万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億5,248万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第51号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ちょっと質問します。先ほどの土地開発公社の解散については賛成しました。その解散の理由の中でいろいろ述べられているんですけども、これまで町が取り組んできた事業に対して、私は一言ちょっと意見を述べたいと思うんです。土地開発公社、確かに国が、土地開発公社だけに限らずゴルフリゾート法とかいろんなものが国の勧めで実施されてきました。その時の時代背景にもよりますけれども、そういう事業を受け入れて事業を組んだことによってうまくいったところと、やっぱりうまくいなくて結局は町民に大きな負担を強いるという結果になったと思います。ですから、私はここで言いたいのは、これからもいろんな補助金とかいろんなものがあると思います。その時にやっぱり町の将来を見据えて、この町にとって本当にそれが適切なのかどうかということを十分吟味して進めるよう要望したいと思います。これについて、もし町長の見解、何かあれば伺いたいと思います。

議長 町長。

町長 熊木議員、要望というようなことであろうかと思いますが、先ほど、土地開発公社がやってきた使命、分野、それはもう時代背景がいろいろありますので、先行として保育所の用地だとかスポーツセンターの用地

だとか、いろんなかかわりを持ってきたのと、あるいはもう一つは国の政策によって先行してきた部分もございますので、議会の皆さんとも当然相談をしながら、何も発展をしない町じゃなくて、発展するためにこういうものを使いながら今、我が町は来たので、成果もあるし結果的に残った部分が今、負の遺産と皆さんに見られていますけれども、これも工業団地を造成しなかったら、そうしたらまだ人が増えたのかどうかと、いろいろ背景がございますので、その時代時代に応じては、いろんな取り組みをしながら町の発展のために政策としてやるべきだと思いますので、これが良かった悪かったというそういう判断にはならないと。何もしないならこういうものは使わないと思いますけれども、やはり町の将来を、その時々首長あるいは議会が、どう、これからの計画を立てた時に必要かという部分については、またいろんな手法をとって先行でやる場合が今後も起きる可能性もありますし、それらの背景がありますので、要望を受けても当然皆さんとは相談いたしますけれども、要望を受けるということは、もう何も開発しないでいいということなのか、そういうことではないと思うんですよね。町の将来に向かっては、やはりいろんなことがこれからも起きる、事業があれば当然、手を挙げながら町の発展のためにやっていくべきだと私は思っていますから。これは皆さんともまた相談をしますけれども、今回、こういう解散という形をとらせていただきましたけれども、やっぱり法的に支障があればいろんな団体を作りながら町の発展につなげていくというのは、これからは私はあり得ると思っておりますので、その点だけ申し上げたいと思います。効果もかなりありますので。やらなかったらできなかったというものもたくさんありますから。一概に残った負債だけを見られて、これは悪いとか良いとかという話ではないと。その時々情勢に応じてやるべきだというふうに感じております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

確かにその時代背景があるということは私も先ほど申し上げました。道内の自治体でも、国の政策と言えどもそれまでなんですけれども、国が進める政策の中でもやっぱり自分の町とかの将来、未来を考えた時に、それが本当に適切かどうかというのを十分慎重に判断して、それをやらなかった自治体が結局は負のそういうものを持たないで発展しているという所が何か所かあります。ですから、そういうことを考えると何もかもだめということではないですけれども、やはり慎重に見きわめて検討するということが必要かと思っておりますので。その辺は町長も今、答弁の中で出されましたけれども、今後もこういうことがきっと起きると思っておりますけれども、十分慎重な検討をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

先ほど申し上げたように慎重には協議をしていくということでありますが、やはりこういうことを使わないで町が発展していない町もたくさんありますから。やはりどう発展させるかというのは理事者と議会が将来に向けてやることでありますので、皆さんともまた協議をしながら、

当然、その都度その都度その時代その時代で協議は、なされるものと思います。

議長　ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑ありませんので、議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号　平成25年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

5番　石川　康弘議員。

石川議員

15ページの土木費に関してお伺いいたします。先ほど、副町長のほうから説明があったんですけども、ちょっと聞きそびれた面もあったものですから再度お伺いしたいんですけども、道営住宅、確かに財源の内訳も道と一般会計の一般財源という形になっていますけども、具体的にどういうふうな形の改修工事をされていくのか、再度もう少し詳しく教えてください。

議長

都市整備課参事

都市整備課参事。

ただいまの石川議員の質問にご説明を申し上げたいと思います。今回の元町公営住宅の改修工事につきましては、平成23年度に長寿命化計画を策定しております。その後、新たなメニューといたしまして、当初の計画では屋根、外壁等の改修工事で計上しておりましたけれども、その後に居住性向上、福祉対応といったようなメニューが追加されてきてまいりました。そういったようなことから全体的には、先ほど申しあげましたとおりに屋根、外壁、給排水工事をベースとした工事を来年度予定しておりますけれども、さらにユニットバス等も行う予定でございます。本年度につきましては、交付金の前倒しということがございましたので、居住性向上ということで3棟それぞれ4戸、合わせまして12戸の居室の内窓をペアガラスの複層ガラスに改修する工事を平成25年度で進めたいといったような分の工事請負費を計上しております。また併せまして、委託料につきましては、先ほど副町長が説明したとおりに来年、25年に改修いたします給排水設備に関します専門性が高いところの実設計分を計上していることと併せまして、委託料としましては道営住宅の敷地内付近でございますけれども、こちらは河川財団のほうから助成があります植栽事業を100%補助としていただけるということをや約4年間継続して進めてきておりますので、それが確定しましたので計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長

石川議員

(再質問)

5番　石川　康弘議員。

ちょっと勘違いしていました。あくまで道営住宅と町営住宅と両方やるということですね。わかりました。この植栽の関係ですけども、どういったものですか。花とかそういったものなのでしょうか。それとも樹木ということなんでしょうか。時期的に言いますと今からじゃ、あれですけども、あくまで来年に向けて実施するというふうな形で捉えてよろしいのでしょうか。再度お伺いします。

議 長  
都市整備課参事  
(再答弁)

都市整備課参事。

本年度事業で今後考えておりますので、昨年も予算をいただきまして既に植えているものがございまして、ナナカマドを昨年植えております。本年もこの予算の中で約4本、ナナカマド、中に抜けているところがございまして、柳陽通りとの間に植栽を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
志賀浦議員

ほかにありませんか。

10番 志賀浦 学議員。

商工費の中の温泉の関係について質問いたします。今回補正で挙げてきたわけですが、本来、指定管理者との契約期間は10年間だったと認識しているんですけども、その中で当初の契約外で随分出てくるのかなというふうに思っています。外壁、屋根等は今やっていますけれども、そのほかでこのように今まで管理者側がのみ込んでいた部分を今後続けるという。この辺がどうしても整合性がとれないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の見解をお聞きしたいのと、また、これは、指定管理を受けているほうから要望があつてなされるのか。また、これからもこのようなことをなし崩し的におき得るのか。どこが境目なのかよく理解されないまま予算計上されてくると、今後支障をきたすのではないかなと思うので、町長の考え方を伺います。

議 長  
町

町長。

志賀浦議員のご質問にお答えをいたします。指定管理の方と契約時以降もいろいろご相談をさせていただいておりますけれども、大改修については町が責任をもってやるという、その辺の判断が非常に難しい分野が。ただ、今回出させていただいたのは、温泉のポンプ、これはなくなると温泉でなくなりますから、その費用が非常にかさんで、毎年かさんでいくということから、非常に業者側としては温泉の井戸は町の持ち物でございますので、そういう意味でいくと、指定者側からは非常に厳しいというご意見をいただいて、もうなくなってしまおうと温泉ではなくなると。こんなお話でございますので、これはもう町が責任を持って、そうしたら改修費用を持っていこうと。それから、今後における修繕の考え、今、指定管理者のほうともご相談はさせていただいております。町で今後やらなきゃならない部分、あるいは指定管理者がやらなきゃならない部分、それぞれ今検討させていただいている。当然、後ほどまた議会の皆さんとも相談させていただきますけれども、そういうのを出し合って今後の改修については、相談をして、町の持ち分あるいは指定管理の持ち分というある程度の判断というか、こういうものは町がやるよ、こういうものは指定管理でやるよというようなことを話し合いの中で出させていただいて、議会とも相談して、今後の方向性を定めていきたいと。何せ古くなってきておりますので、相当厳しい分野もございまして。そうすると営業停止になる部分もございまして、何とか営業を続けながら利用者の皆さんに不便をかけない、そして、来ていただく手法をお互い出し合って今後は進めていきたいと、そんなふうに考えております。

側瀬議長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

内容的に理解はするんですけども、今までこのポンプの点検費用というのは、内部でのみ込んでいけたところが、のみ込めなくなったという状況だとは思っています。ただ、その中で集客があれば間違いなく当初の計画どおりにのみ込める金額だったと思うんです。それが集客がなくなってきている状況は年々あると思うんですよね。その中で運営する側のほうの努力というのはどうなのかなっていうところで、委員会でもたまに出るんですけども。例えば、周辺の雑草の処理の仕方とか、それから、駐車場周りの管理とか、あと、浴槽内のシャワーの不具合とか、そういうところをすぐ迅速にやっっていくとかきれいに美化していくということで集客がなされると思うんです。外見だけの問題ではないというふうに私は思うんですけども、その辺の努力というのはどうなんでしょうかね。私は苦情は聞きますけども、きれいだという話は聞かないんですよね。そういう経営的な努力をしていただいて、なおかつ集客がなくて、町の財産であるところのポンプでも守っていくという、そういう趣旨ならわかるんですけども、どうもその辺がよく見えないと。それが今後どう発生するのかということ。外部の施設であるとかそういうものは町の財産であるから直しましょうと、それはいいと思うんですよ。ただ、内部の施設に対してこれから発生するかもしれないところで、例えば、休憩所であるとか何であるとか、そういうものというのはお客さんの使用頻度で汚れていくものである、そういうものも何もかもやっつけていけませんよという話にならないと思うんですよね、これから。もうちょっと集客に対する前向きな姿勢を見せていただかないと、何でもかんでもという話にならないと思うので、その辺は町長は、町として申し入れていかれますか。

議長  
町長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の質問にお答えいたします。当然、指定管理者に出しているわけですから、そういう分については厳しく指導はしていきます。ただ、当初言っていた入場の方、来ていただく方の入場者数はすごく減ってきていると。その中でこれだけでなくて、内部でもいろいろ修繕をしている、それも重なってきているということも事実であります。だから、今までは何とかそれで賄っていたんでしょうけれども、やっぱり入場者の減を含め、あるいは老朽化している所が非常に多くなっている。それで少しずつは目につかない所は直しているんでしょうけれども、なかなかそれは皆さん言われるように出てこないというような話でずっとさせていただき、今もさせていただいておりますが、今後の費用の出し方も非常にこういうことじゃ出しづらい環境になりますから、そういう話は厳しくさせていただいている。ただ、全般を通じて言うと、やはり今回、屋根の改修をさせていただきましたけれども、ああいうのでバケツを置いたり、廊下にバケツを置いたりいろいろするようじゃ、やはり来たお客さんにも良い印象は与えないんですよね。雑巾をどんと置いてみたり、雨が降ったからって、そんな状況じゃ。やはり今回はそういうのも改修

されますので、やっぱり目に見えておかしい所からなるべく早く、今ご指摘のことについては、前回お話もありましたので、即お伝えをさせていただいて改善するよというお話しをさせていただいております。今後のことについてそれらの様子を見ながら、町も改修に対してどう対処すべきかということも当然出てくるだろうと思っておりますので、皆さんとまたご相談をしながらやっていきたいと思っております。

議長

ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

今の温泉の指定管理について、志賀浦議員からもありましたので関連して伺いますが、協定書は当然、管理料は支払らわれないということになって18年に締結していますが、ここに来て指定管理料ということで計上されました。今の町長と志賀浦議員の質問のやり取りを聞いていますと、ポンプの修繕料だということで計上させてもらったということですが、これは急に指定管理料というふうになってきたわけでありまして。これは、もともと温泉の修理については、以前からもわかっていましたし、当初予算でもこれらのことももし考えておられたら当然そこに挙がってくるべきできことだと思います。それが急遽ここに挙がってきたということでありまして、指定管理料、私は反対するものじゃないですけども、指定管理料、急にここで500万円ということで決定して、これからは何年するかわかりませんが、それで決定していくのかどうか。私は、今そういう緊急事態であるならば修繕料でいいんじゃないかと。改めて指定管理となるならば、改めて両者が協議し、また議会とも協議をしながら、議会でも当然検討しながら決定していくことだと思うんですけども、その辺ちょっと理解できないので、答弁いただきたいと思っております。

議長

町長。

町長

佐藤議員のご質問にお答えいたします。目的は修繕みたいな名称でありますけれども、指定管理ということで施設の運営をお願いしておりますので、私どもはその中で。というのは、この工事、2本井戸があるわけで、毎年1本ずつこの修理をやっているんですが、それをやるにしてもやはり止まったら困るものですから、やはり営業日とお客さんの出入りだとかいろんな判断をして、きちんとやっていただくということになると、指定管理で渡していくほうが指定管理者側としては非常に自分たちの良い日、一番良い日を選んでいただくという手法もとれますのでそういう方法も。修繕費という声もありますけれども、あくまでも指定管理者側がやっていることで、私どもは指定管理料ということで。最初の話とは違うと言われますけれども、内容的にはそういう部分でございますので、私どもは指定管理のほうが指定管理者側がいつやってもやれる時期が自分たちできちんとできると思っておりますので、そんなことも含めて指定管理者側に指定管理料として支払わせていただきたいと、そんなふうに思っております。

議長

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員  
(再質問)

指定管理料として支払うということは、それはわかるんですけども、500万円、これは指定管理ということになると、これからずっと契約書を交わすんでしょうから、ずっとこれから残り3年ですか、500万円ということになっていくのかと思いますが、さっき志賀浦議員の質問にもありましたけれども、今、外壁も修理しておりますし、今後まだいろいろとありそうな具合でありますし、自賄いで自分たちでも直しているということではありますが、それらのことも十分精査した上で、アンビックスのほうも管理者のほうもそれでいいということで了解されているのかどうか。また、このほかに契約によりますと維持管理については甲乙で協議するというようになっておりますから、また新たにいろんな工事については町とまた協議していかなければならないということになっていくんだと思います。それで、もし、指定管理料として明確にするなら、やっぱり南幌温泉は南幌町にとって必要なものです。ですから、もう少しその協議をし、今後もまた継続してやってもらうかどうかわかりませんが、維持するために南幌町としても、ただ500万円出せばいい、ポンプ修理だけでいいということであればいいですけども、そうでないことになっていくんだと思うんですね。ですから、その辺をもう少し詰めて、指定管理料として払うなら、これは良いかどうかわかりませんが、もっと協議をすべきではないかと思うんです。今年度の予算、計上されておりますけども、ですから私は当然、修理しなければならないというのであれば修繕料でやってもらって、その後また指定管理料として、どれだけの額が適正かどうかわかりませんが、それについては再度協議すべきではないかというふうに私は思いますけども、その辺、もう一度その見解についてお聞きします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。いろいろ相談をしながら、お互いがやりやすい方法っていう部分もあろうかと思えます。先ほど言ったように今後については、大規模改修については当然協議をしていくということでありまして。私どもは指定管理料として支払う分については、全体で指定管理料って支払いますから、先ほど志賀浦議員からご指摘がありましたけれども、そういう意味でしていくと、そういうおかしな部分、やっぱり醜い部分については指定管理料を払っているというようなことで指導できると、私はそんなふうに思っています。修繕料で払っちゃってそれだけで終わっちゃいますから。中身はそういうポンプの修繕ということでありましてけれども、表向きは指定管理料で払うほうが施設管理の運営管理についても、ある程度、町から指定管理料もあげているので、この辺はきちんと修正をしていただきたいと、きちんとって言っている分野ではないかなと。その辺の協議をしながら、指定管理者側とこういう形をとらせていただきたいという、お互いの話し合いのもとで今進めておりますので、その辺は指定管理者のほうで十分把握している部分は、たくさんあるのかなというふうに思っております。先ほどの質問もありましたが、そうしたら何もできていないとなると、指定管理料、

そうしたら納められるのかと。そういうご指導もまた議会の皆さんから出てくるだろうと。そうすると、認められないものは出せないよということになるかと思っておりますので。そういうお話し合いの中で今後良い方向にできるだけ持って行って、多くの皆さんが来ていただける南幌温泉にしていきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

指者管理料を私は否定するものでもありませんし、とりあえず今回、補正予算に挙がってきた指定管理料というものについては、修繕料でいいのかなというふうに私は判断したんです。これで指定管理料は出さないということではなくて、適正な指定管理料と言いますか、南幌温泉が町としても当然、多くの方々に利用されているし、まだまだ効能も良い面もある、南幌温泉の価値はあると思いますから、そのためにも、もう少し協議をし、ただ、今、お金のことで修理代だけのことで話しをしていますけども、志賀浦議員からも発言がありましたけど、どう集客するかという部分も当然あると思うんです。今、指定管理に任せているということではなくて、指定管理だから任せるということではなくて、町としても必要な温泉であるということの認識の中で、ゴルフ場との絡みのセットですとか町民還元だとかやっておられますけども、それ以上に合わせてもっと指定管理者側と話し合って、指定管理者側はどういう要求を持っているのかということの話し合いをした場面があって、そういうことも含めた話しをした中で料金の設定になったのかどうか。ただ修理がこれだけあるから、そうしたら町は500万円持てよとか、了解してよとか、そういうふうな考え方で来ているのか。それ以前にもっと町長とアンビックスの社長とか会って話しをされて、南幌温泉の今後についてとかそういうことも話し合った上で、そういう話を協定、そして、指定管理料として設定されたのか。やっぱりその辺、お金だけじゃなくてももう少し突っ込んだ話し合いもされてきているならば、また話もわかりますけども、その辺のことをちょっとお伺いをしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の質問にお答えしますけれども、指定管理者側とは十分話し合いの中で。だから、前回、全員協議会でお示しをさせていただいたのが、指定管理者側の要求もかなりあった部分であります。今回、500万円とお願いしたのは、今までのそういう背景、先ほどのご指摘事項等々もあって、そんなには今の状況だったら指定管理料として出せないということで、それならばポンプの修繕の部分だけ何とかそういう部分でお願いできないかということでもありますから、私どもはやっぱり大事な温泉でありますし、町民の皆さんも利用していただいていますし、そして、入湯税として町の税金にも入ってくるわけでもありますから、できる限り町もやれるものは今後、改修については協議をしながら進めていきたいと。そういう話で、それなら500万で何とか済むというか、今後のこともお話ししましたので納得いただいて、今回計上させていただいたというふうに私は思っております。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再々々質問)  
議 長  
町 長  
(再々々答弁)

質問漏れがあれば、受け付けます。

トップ同士の話し合いはしたのかどうか。そういう集客についてとか、今後の南幌温泉についてどうなのかということについて。

町長。

トップ同士の話し合い、毎年、指定管理者の社長と私とも協議をさせていただいて、毎年の実績を見ながら、このままでいくと大変厳しい状況になるという話で、集客する関係で、当然そう言ったら人事、支配人も変わったりいろいろしておりますから、ある程度はアンビックスの社長のほうも感じてはおられると思います。私どもも年々の推計を見ながら、このままじゃちょっと大変になりますという話も。毎年1回あるいは2回、指定管理者の社長に来ていただいてお話しをする機会がございますので、その中で私は話しをしております。

議 長  
本間議員

ほかにありませんか。

4番 本間 秀正議員。

12ページの財産管理費の委託料で町有地確定測量業務16万8,000円、先ほど何か6区の辺りという、ソーイングの横というような話をしたんですけれども、これについてはどこが買うかとか決まっているのか。それとも、どのぐらいの面積で、どのぐらいの単価で売ろうとしているのかを教えてくださいたいと思います。

議 長  
総務課長

総務課長。

先ほどご説明をさせていただきましたところにつきましては、南幌ソーイングさんの隣の土地でございます。それで買い手も南幌ソーイングさんのほうで買っていただくということになっております。ちなみに面積につきましては、土地が約634平米、建物が52年築でございます。床面積で言えば76.95平米、木造の建物でございます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第55号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたがご異議ありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

5議案の一括の採決ですけれども、一般会計補正予算に対しましては、私、先ほど質問した南幌温泉の指定管理料につきましては、出さないということではなくて、もう少しこれは今日の決議ではなくて、議会としてももう少し時間を置いて検討されてはどうかと思って、ひとつ動議として出させていただきますけれども、どうでしょうか。質疑の中では十分やりとりでわかりますけれども、議会としてこのまま認めてというか、でいいのかなというふうに思うわけです。ちょっと曖昧なところが私はあると思うんですが、その辺のことも含めて再度議会の中でももう少し、温泉の見えない部分もあるかもしれませんが、それらの説明を受けながら検討したいと私は思うので、この決議に対してはちょっと賛成しかねるので、再度議長にお諮りいたしますが、取り扱いについてお願いをしたいと思います。

議 長

今、この後、1項目ずつ議案ごとに採決をしていきたいと思うんですけども、今、一般会計補正予算について、私としては、議員として休会中にこの分野だけ決特の時間と並行してやっていきたいと。そして、最終日に判断を皆さん方にさせていただきたいと思うんですけども、それでよろしいですか。

暫時休憩いたします。

(午後 3時24分)

(午後 4時12分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第51号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第3号)は、起立採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、補正予算案に賛成の方の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

お座りください。

起立多数で本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第55号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時15分)

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
去る9月10日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成25年第3回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。
- 本日の出席議員数は10名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 日程14 議案第56号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
- 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 たゞいま上程をいただきました議案第56号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。税務課長。
- 税務課長 それでは、議案第56号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布し、4月第2回臨時議会においてこれらを報告し、承認を頂いたところでございます。
- このたびの条例改正においては、先般の地方税法改正において施行期日が来年1月1日以降の施行並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、町税条例の一部を改正するものでございます。
- 初めに、今回の地方税法の一部改正で町税条例に関する主な改正点でございますが、この後に上程します議案第57号 南幌町有財産条例等の一部を改正する条例制定にも関連します延滞金等の利率の引き下げ、公益法人等に係る町民税の課税特例並びに寄付金税額控除における特例控除額の特例、さらには東日本大震災に係る被災地居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例などがありますが、いずれも施行期日が平成26年1月1日以降となっております。
- それでは、別途配布いたしました議案第56号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線を付した箇所が改正部分でございます。
- 最初に条例本則の改正についてご説明申し上げます。まず1ページの第34条の7、寄附金税額控除についての規定でございます。現行では、地方公共団体に寄附、いわゆるふるさと納税を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額の2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっておりますが、平成25年から所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されるこ

とを踏まえ、ふるさと納税に係る特別控除額の見直しを行うもので、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についての規定でございます。ここでは、納税義務者が市町村区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続することとする法令改正に伴う規定の見直しで、平成28年10月1日からの施行でございます。

続いて2ページをごらんください。第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等についての規定でございます。ここでは、公的年金に係る町民税の特別徴収について、年税額の変化に差が生じた場合の不均衡を平準化するため、仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うもので、平成28年10月1日から施行するものでございます。

次に、3ページをごらんください。ここからは制定附則でございます。

まず、第3条の2、延滞金の割合などの特例についての規定でございます。ここでは、平成25年度税制改正において、納税環境整備の一環として国税では、延滞税、利子税、還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせ引き下げが行われ、地方税においても同様の見直しが行われたところでございます。現在、延滞金は本則で14.6%ですが、特例の見直しにより特例基準割合に7.3%を加算した割合とするものでございます。この特例基準割合とは、国内銀行の短期貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均に1%を加算した割合でありまして、現在のところ短期貸出約定平均金利が1%ですので、これに1%を加算し、さらに早期納付を促す趣旨から7.3%を加算しますと9.3%ということになります。現行の特例利率から5.3%の引き下げとなります。また、1カ月以内の延滞金については、現行の特例では4.3%になっておりますが、これについても同様に、短期貸出約定平均金利に1%を加算し、先ほどと同様に早期納付を促す趣旨から1%を加算し、3%ということになります。現行の特例利率から1.3%の引き下げとなるものでございます。いずれも現行の短期貸出約定平均金利が1%の場合での利率ということでございます。

第2項では、新たに追加条項として、法人町民税においても現行では7.3%を特例基準割合に見直すことから、短期貸出約定平均金利に1%を加算し、2%ということに改正するものでございます。いずれも、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例及び4ページの第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての規定でございますが、今回の地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。いずれも平成26年1月1日から施行するものであります。

続いて、第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定でございます。ここでは、所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうちで、当該年分の住宅借入金等特別控除額から当該年分の所得額控除した残額があるものについては、翌年

度分の個人住民税において当該残額に相当する額を減額する規定で、改正では特別税額控除の適用年限が平成35年度までを平成39年度までの4年間延長並びに所得税額の特別控除についても同様に適用期限を平成25年から平成29年までの4年間延長するものでございます。平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、5ページをごらんください。第7条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例の規定であります。ここでは、課税総所得金額、課税山林総所得金額または課税退職所得を有しない場合であって、譲渡所得の分離課税に係る課税所得金額を有する場合の寄附金税額控除における特例規定であります。地方税法の改正に伴い、条文の整理において読み替え規定等を整理するもので、平成26年1月1日から施行するものであります。ただし、附則第19条の2においては、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税の規定が新設されことによる引用条項の追加となり、この関係は平成29年1月1日から施行となるものであります。

次に、第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子及び譲渡損益まで損益通算範囲が拡大されたことに伴い所要の規定を整備するもので、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、7ページをごらんください。第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。これは優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合で課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合の軽減等の特例規定でございます。今回の地方税法の改正に伴う条文の整理で平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。ここでは、株式等に係る譲渡所得の分離課税が一つであったものを、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けたことによる規定の整備で、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、9ページをごらんください。第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございます。ここでは、地方税法の規定の新設に伴い条文の新設及び旧条例の削除並びに前条でご説明申しあげました上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことによる規定の整備で、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、若干飛ばしまして15ページをごらんください。下段の第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございます。これは、先物取引に係る課税所得等の100分の3に相当する町民税の所得割を課する特例規定であり、条文の整理及び削除に伴う規定の繰上げで、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、18ページをごらんください。第20条の2、条約適用利子等

及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。ここでは、条約相手国との間において課税上の取扱いが異なる投資事業組合等を通じての利子や配当の支払いがある場合、国内居住者である該当投資組合等の構成員に課すべき利子または配当に係る住民税において軽減する特例規定であります。今回の地方税法改正に伴い条文の整理及び削除に伴う規定の繰り上げ、並びに条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象になったことによる規定の整備でございます。平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、21ページをごらんください。第22条の2、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の規定でございます。これは、東日本大震災によりまして居住用の家屋が滅失した場合、当該居住用家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡期限を7年に延長する特例規定でございます。今回の地方税法改正に伴い条文の整理で、読み替え規定等の整理、並びに23ページの第2項では、相続人が土地等を譲渡した場合、家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなし、譲渡所得の特例を受けることができる規定の整備でございます。平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、24ページをごらんください。第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定でございます。ここについても、先ほど、第7条の3の2で住宅借入金等特例控除の適用年限をご説明申し上げましたが、東日本大震災に係る住宅借入金等特例控除適用年限も同様に平成25年から平成29年の4年間延長するものでございます。平成27年1月1日から施行するものでございます。

最後に25ページ、改正附則でございます。第1条では、施行期日を規定するものでございます。第2条では、延滞金に関する経過措置を規定するものでございます。26ページ、第3条では、町民税に関する経過措置をそれぞれ規定するものでございます。以上で議案第56号 税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 議案第57号 南幌町有財産条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第57号 南幌町有財産条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、延滞金の利率を引き下げるべく南幌町有財産条例、公法上の収入徴収に関する条例、南幌町排水工事費等分担金徴収条例、南幌町農業用排水路整備受益者分担金徴収条例、南幌町介護保険条例、南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、本条例にて一括改正しようとするものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第57号 南幌町有財産条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本条例につきましては、議案第56号でも地方税法改正による延滞金等の利率引き下げについて説明がありましたが、本町におけるそのほかの条例の中にも同様に延滞金等の利率を定めた規定があることから、これらについても一部改正が必要となってまいります。本条例については、関係条例の改正内容が同様であることから、一括して改正を行おうとするもので、各条には関係条例の改正条文を列挙した構成となっております。

改正条例の第1条には南幌町有財産条例の一部改正として延滞金の利率を規定している第35条の改正内容について、改正条例第2条では公法上の収入徴収に関する条例の一部改正として附則第2項の改正内容について、改正条例第3条においては南幌町排水工事費等分担金徴収条例の一部改正として附則第2項の改正内容について、改正条例第4条では南幌町農業用排水路整備受益者分担金徴収条例の一部改正として附則第2項の改正内容について、改正条例第5条では南幌町介護保険条例の一部改正として附則第6条の改正内容について、改正条例第6条では南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正として附則第3条の改正内容について規定しています。改正条例の最後には、附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。延滞金に関する経過措置、第2項、改正後の南幌町介護保険条例附則第6条及び南幌町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によるとしています。なお、改正箇所を確認いただくため、新旧対照表を付けさせていただきます。以上で議案第57号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第57号 南幌町有財産条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をいたします。今回の改正につきましては、先ほどの町税条例の改正内容にもございました地方税法の改正に伴い、国民健康保険条例を改正するものでございます。主な内容としましては、上場株式等に係る配当所得等と条約適用配当等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等と上場株式等に改正されたことによる規定の整備でございます。

それでは、別途配布しております議案第58号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例でございます。アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の附則、第4項、上場株式等の係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。こちらにつきましては、見出し及び本文中の「配当所得」を「配当所得等」に改めるものでございます。上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、第7項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。こちらにつきましても、見出し及び本文中の「株式等」を「一般株式等」に、本文中の「第6項」を「第5項」に改めるものでございます。株式等の譲渡所得等の分離課税を一般株式等と上場株式等に改組したことによる規定の整備でございます。

続きまして、次ページになります。改正前の附則、第8項でございます。第8項を削り、新たに第8項といたしまして、「上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例」を加えるものでございます。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことによる規定の新設でございます。

続きまして、改正前の附則第9項及び次ページの第10項を削り、第11項を第9項に繰り上げ、第12項を削り、第13項を第10項、第14項を第11項と繰り上げるものでございます。いずれも法改正による規定の削除、繰り上げでございます。

続きまして、改正前の附則第15項でございます。条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。第15項中の「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めまして、同項を第12項とするものでございます。条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

次ページになります。附則でございます。第1項、この条例は、平成29年1月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とする。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 1点、伺います。この上場株式等による配当所得等に係る国民健康保険税、これに該当する方が町内にいらっしゃるのか。いるとすれば何人なのか、お願いします。

議長 住民課長。

住民課長 それでは、ただいまの質問にお答えします。平成25年度では2名としております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第59号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第59号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、規約を改める必要が生じたため、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、構成市町村の議会の議決が必要となることから本案

を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第59号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。まず、本規約の変更につきましては、住民基本台帳の改正に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用になったことによるものでございます。

次ページをお開き願います。説明につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。附則、第1項、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。第2項、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第59号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

教育長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（教育長退席する。）

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第60号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります高山 和己氏の任期が満了となるため、高山 和己氏を再任いたしたく提案するものであります。任命につきましてご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議あり

ませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教育長の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(教育長着席する。)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります小友和枝氏が平成25年12月31日をもって任期が満了となることから、小友和枝氏の再任について諮問するため本案を提出するものであります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

●日程20 発議第15号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程21 発議第16号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、

議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程22 報告第6号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第6号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、平成24年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、土地開発公社事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長 それでは、報告第6号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましてご説明申し上げます。資料としてお配りしております平成24年度南幌町土地開発公社事業実績及び決算につきましては、去る5月29日に開催しました土地開発公社理事会において認定をいただいております。本日はその内容に基づきましてご報告を申し上げます。

初めに、事業実績からご報告を申し上げます。報告書の1ページ目をお開きください。1用地売却事業(1)南幌工業団地用地売却につきましては、平成24年度新規立地企業応援キャンペーン用地を産業廃棄物等の収集運搬業を営んでいる有限会社ミヤザキへ売却したものであります。(2)夕張太住環境整備用地いわゆるふれあいタウン稲穂につきましては売却実績はございません。(3)夕張太西地区(仮称)整備用地売却につきましては、南幌町への事業継承に伴う売却となっております。

次に、2番、用地賃貸等事業につきましては、新規の賃貸契約としまして、建設用足場資材のリース業であります株式会社札幌ビケ足場と賃貸期間10年間の賃貸契約を締結しております。その結果、賃貸面積については、前年度より5,567.46平方メートル増の1万8,192.81平方メートルとなっております。

次に、3番、受託事業ですが まず、南幌町より委託された事業はございません。続きまして、南幌ニュータウンみどり野販売促進事業につきましては、北海道住宅供給公社のみどり野団地の販売でございまして、平成24年度の販売実績は1区画となっております。続きまして、南幌ニュータウン用地管理事業につきましては、前年同様に北海道住宅供給公社の完成土地及び未造成土地の草刈業務を行っております。

以上のような事業実績となっておりますが、ここで若干、企業誘致活動状況につきましてご報告申し上げます。初めに、企業との接触や訪問活動状況につきましては、34社83回の訪問活動を実施してございます。その中で、対象業種を絞った訪問活動として、企業信用調査会社か

ら農業関連企業のデータを抽出し、ダイレクトメールの送付及びアンケート調査を実施しており、回答のあった企業の中から16社に対しても訪問活動を実施してございます。次に、広告宣伝活動の取り組みとしましては、例年実施しておりますインターネット広告や企業系全国紙への掲載を行っているほか、札幌市営地下鉄東西線へのステッカー広告を実施しております。また、企業情報の収集活動としては、札幌市内の金融機関や北海道東京事務所、大阪事務所などを訪問して情報収集を行っております。以上が平成24年度の主な企業誘致活動でございまして、依然として企業誘致を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、今後においても粘り強く誘致活動を行ってまいりたいと考えております。以上が平成24年度の事業実績報告でございます。

続きまして、決算状況につきましてご説明申し上げます。決算状況につきましては、財務諸表の損益計算書、貸借対照表で説明させていただきます。9ページの損益計算書をご覧ください。1の事業収益(2)完成土地売却収益でございしますが、事業実績報告のとおり南幌工業団地売却収益としまして、キャンペーン用地の売却による1,500万円の収益と夕張太西地区整備用地売却収益1億3,102万5,610円の合計1億4,602万5,610円の決算となっております。次に、(3)完成土地賃貸収益につきましては、南幌工業団地への新規立地企業1社分を含めた合計4社分の賃貸収益883万5,100円の決算額となっております。

次に、2の事業原価につきましては、事業収益に計上しております完成土地の原価が決算額となっております。

次に、3の販売費及び一般管理費(1)経費につきましては、理事報酬、企業誘致活動に伴う経費のほか、土地開発公社管理用地草刈業務委託料などの管理費が決算額となっております。このことから、収益から経費を差し引いた246万5,569円が事業収益額となっております。

次に、4の事業外収益につきましては、貯金の受取利息、住宅供給公社用地管理等受託事業収入などによる決算となっております。

次に、5の事業外費用の(1)支払利息は、公社事業運営資金17億円のうち未償還元金14億7,333万4,000円に対する長期借入金支払利息であります。また、(2)受託事業費は、北海道住宅供給公社用地管理委託料が決算額となっております。

以上、当期純利益につきましては、南幌工業団地における1件の分譲と1件の新規賃貸契約により事業利益は確保しましたが、長期借入金支払利息の負担の影響から1,044万3,088円の損失決算となっております。

続きまして10ページ貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部につきましては、土地開発公社が保有している現金、預金を初め工業団地、住宅団地等の用地でございまして、資産合計で7億2,677万9,869円となっております。

続いて負債の部、2固定負債(1)長期借入金については、公社事業運

営資金である長期借入金 17 億円が平成 22 年度から元金償還が始まっており、残高が 13 億 6,000 万 1,000 円に減少しましたが、平成 22、23 年度の 2 カ年におきまして元金償還財源を南幌町より借り入れをしていることから、15 億 8,666 万 7,000 円の決算額となっております。(2)の保証金については、南幌工業団地において賃貸操業を行っております企業 4 社分の保証金となっております、負債合計で 15 億 9,675 万 600 円となっております。

最後に資本の部でございますが、1 番、資本金の設立団体の町出資金、2 番、準備金の(1)前期繰越準備金から前ページ損益計算書の当期純損失を差し引いた 8 億 7,497 万 731 円の赤字決算となり、平成 25 年度へ繰り越されることとなります。

以上が平成 24 年度南幌町土地開発公社事業実績及び決算の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第 6 号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済みといたします。

●日程 23 報告第 7 号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第 7 号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成 24 年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務 ただいまより南幌振興公社平成 24 年度の経営状況説明をさせていただきます。資料 1 ページの資料 1 でございますけども、営業の概要ということでございますが、3 ページの別紙、業務報告ということでごらんください。平成 24 年度営業実績、4 月から 11 月までの入場者と売上額を前期と対比してございます。表の一番下の合計欄をごらんください。入場者は 3 万 1,168 人、前期に比べまして 1,928 人、率にいたしまして 6.6% の増加となっております。年間目標の 3 万 4,000 人よりは 2,832 人の大きな減少となっております。売上額は、純売上額 1 億 1,566 万 9,000 円、前期に比べまして 706 万円、率にいたしまして 6.5% の増加となっております。今期は、春の雪解けが遅れましてオープンが遅れましたが、その分オープンしてからの天候が良く、増加をいたしました。ゴールデンウィーク明けから北コース 9 ホールの 2 回周りをオープンさせまして、7 月までは前年より入場者を伸ばすことができました。8 月になりまして、大雨の影響で 2 日間クローズとなり減少いたしました。9 月、10 月、順調になってまいりましたが、10 月末から 11 月、特に土日祝日、ウィークデーで

はなくて、後半の土日祝日に天候が悪いというような状況、それから、降雪が早い状況などから減少ということになってまいりました。練習場の売上は前期より増加して順調に伸ばしておりまして、900万円を超えた売上は10年ぶりでございます。それから、下の売上額の中にカート料ということでございます。これはカートを貸し付けるものでございますけども、2人乗りカートをリース購入いたしまして、年間リース代が152万1,000円でございます。増加分で支払いは十分採算がとれるということになってございます。

ここで恒例でございますけども、道内のゴルフ場の状況を簡単に説明申し上げますので、補助説明書の14ページをお開きください。こちらのほうは、全道地区別の入場者総数ということで、前期と比較いたしまして載せてございます。総数は約332万人となっております。前年より3万8,000人、1.1%の減少となっております。入場者は、前年を上回った地区は15地区の中で3地区のみでございます。18ホール換算入場者数が全道平均1万9,526人、これを上回った地区は6地区のみでありまして、その傾向は昨年とほぼ同様でございます。昨年も申しましたが、入場者数を報告しないゴルフ場が増えてございまして、推定の入場者数ということになっているコースもございます。比較するのは大変難しいんですが、一応報告を出されているところで比較をいたしました。

次に15ページでございます。15ページは空知管内ということでございますが、空知地区の入場者数、対前年比は約2万人、6.1%の減少でございます。この地域も、やはり南幌の地域と同じですが、天候の影響もかなり受けたのかなと思われまます。表の中で備考欄の数字、18ホール換算入場者数3万人を超えたコースは、南幌と名門の札幌ゴルフクラブ由仁コースでございます。この地域、南幌がオープンしました58年の時には9コースしかオープンしてございませぬ。現在は、22コースが営業をしておりまして、コースも非常に増えた地域でもあります。

次に16ページでございます。16ページは河川敷の入場者数ということで、当ゴルフ場、南幌リバーサイドも河川敷ということで、この比較をしてございます。入場者が6,413人、3%の減少でございます。増加したコースは、わずか3コースでございます。月別の入場者を見ますと、4月、8月、11月が減少が大きくて、これは、うちのゴルフ場とも同じように雪解けの遅れ、8月の大雨、降雪が早かった、これが全道的に影響をしたのではないかと思われております。

次でございます。次は、当ゴルフ場、南幌リバーサイドゴルフ場の平成24年度の入場者、北コースがオープンいたしましておかげをもちまして3万1,168人、前期に比べまして1,928人、6.6%の増加でございましたが、前年対比3.1%の平日の増加、それから、土日祝日は11.4%の増加ということになってございます。月々を見ますと、先ほどもご説明したとおり、8月、11月のみが減少してございます。7月までの前期ということで見ますと、1,406人の増加、8月

からの後期ということで、下半期ということで比べますと522人の増加、前半の伸びが大きかったのかなと思われます。

次でございます。18ページでございますが、この表は、うちのゴルフ場の過去4年間の入場者数を上の表に乗せて推移を出してみました。21年、22年、23年と、ほぼ横並びで若干のダウンという形で推移しまして、23年度、これは北コースのおかげもありまして、このような形の数字になってございます。この下の表は、部門別に分けた表でございます。

次、本資料に戻っていただきまして2ページをお開きください。ここで長期借入金の返済状況ということでございます。表のように、平成24年度の償還を終了いたしまして、やっとですけれども2億を切って、残高が1億8,815万2,000円という形になっております。25年度も年度末に償還の予定でございます。

次に4ページ、決算報告書でございます。決算報告をむやみに見るのではなくて、例年のごとく要約版でご説明させていただきます。補助資料1、12ページをお開き願います。貸借対照表の資産の部、流動資産が37.4%の減少となっております。仮払金は、破産管財人等から当社の株の引取請求に応じ、仮払いにて一時的に処理している金額でございます。有形固定資産は設備投資をしていないために6.9%の減少となっております。

次に下の表でございます。貸借対照表の負債、資本の部でございます。流動負債が74.5%の減少となっております。前期は法人税等の金額が非常に大きかったために大きな減少となっております。固定負債、長期借入金の償還分だけ減少してございます。下から3行目の繰越利益剰余金、約104万円増加となっております。資産合計から負債合計を差し引いた純資産は5億6,779万円で、前期とほぼ同額となっております。

次に13ページでございます。損益計算書についてのご説明でございます。Aの当期売上1億1,566万円で、前期に比べまして706万円、6.5%の増加でございました。Bの売上原価、1,133万円の減額になってございます。Cの売上利益は、1,839万円の増加となっております。Dの一般管理費費71万円の減額でございます。Eの営業利益193万円の利益でございます。利益で1,910万円の増加となっております。Fの営業外収益でございます。復元費等々がもうございませぬ。295万円でございます。1億1,794万円の減額となっております。Gの営業外費用は、借入金の利息でございます。295万円でございます。Hの経常利益は130万円で4,155万円の減額となっております。Kの税引き前利益は124万円でした。Lの法人税は21万円で1,774万円の減額となっております。Mの当期純利益は104万円で2,404万円の減額となっております。次に、経費面の特徴についてでございますが、二重丸のDのところでございます。こちらのほうは販売費及び一般管理費でございますけれども、

固定費的項目でございまして、節減はかなり難しいものでございますが、本年度は71万円の減額となっております。次に、当期原価について、下の二重丸のBのところでございますが、原価合計で1,130万円、10.6%の減少となっております。委託管理費以外は減少をしております。各種節減に努力してございます。

次に10ページでございます。決算書の内容につきましては、貸借対照表、損益計算書、一般管理費、製造原価報告書に続きまして株主資本変動計算書の内容になってございます。事柄については、ピックアップして載せておりますので、後でごらんになれば幸いです。問題になるのは、10ページの個別注記表の3の(4)当期の株主配当の取り扱いについてでございます。経営再建中、営業努力をしてございますが、本業の売上不振ということも考慮しまして、株主の配当は見合わせました。以上の事柄については、6月の株主総会で承認されてございます。

最後になりますが、19ページをごらんください。平成25年度、今年度も中ほどを過ぎましたけども、この計画ということで資料という形で載せてございます。この中で、例年と同じなんですが、一部料金、土日祝日の料金の午後料金を改定いたしまして、集客に努めてございます。3番目以降のサービスにつきましては、例年どおり実施しております。恒例であります、お客様から好評の平日の南幌温泉の無料券というもの、もう非常に好評で継続してございます。以上のようなサービスを実施いたしまして、平成25年度の入場者目標は3万4,000人ということでございますが、なかなか天候も許さず、今現在かなり苦戦している状況でございます。4番目には、ゴルフ場の当社の主催のオープンコンペという形の中で進んでおりまして、現在までは、9月1日の夕焼けコンペまで好評に実施させていただいております。残り、9月30日からの全米オープン、平日、それから、10月14日の土日祝日の全米オープン、それから、最後になりますが11月4日のラストコール杯に向けて全社員、努力してまいっております。以上で平成25年度の経営報告を終了いたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第7号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで、10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時42分)

(午前10時55分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第61号より追加日程6 報告第9号までの6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第61号より追加日

程6 報告第9号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第61号 工事請負契約について（平成25年度南幌町庁舎耐震改修（外壁・防水・受電設備）工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第61号 工事請負契約につきましては、役場庁舎の耐震改修に係る外壁・防水・受電設備工事に当たり過日入札を執行したところであり、契約の内容につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
都市整備課参事

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

それでは、役場耐震改修工事にかかわります工事の内容についてご説明申し上げます。1 契約の目的、平成25年度南幌町庁舎耐震改修（外壁・防水・受電設備）工事。2 契約の方法、指名競争入札による。3 契約金額、金4,620万円也（内消費税及び地方消費税の額220万円也）。4 契約の相手方、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業株式会社、代表取締役社長 石井 善昭。参考といたしまして、契約締結日より平成25年12月27日までを工期としております。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第61号 工事請負契約について（平成25年度南幌町庁舎耐震改修（外壁・防水・受電設備）工事）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第17号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員  
議長

（朗読により説明する。）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

発議第17号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第18号 介護保険制度の後退に反対し、充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第18号 介護保険制度の後退に反対し、充実を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第19号 原発のない北海道の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第19号 原発のない北海道の実現を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 報告第8号 平成24年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

熊木議員  
議長

熊木議員  
議長

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

南幌町議会議長 側瀬敏彦様。委員会審査報告。認定第1号 平成24年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成24年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第1号 平成24年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程6 報告第9号 平成24年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

南幌町議会議長様。決算審査特別委員長 川幡宗宏。委員会審査報告書。認定第2号 平成24年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成24年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第2号 平成24年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時18分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_